

# 嘉慶四（1799）年六月上諭の訳注及び考察

## —清朝嘉慶維新研究序説—

相 原 佳 之  
豊 岡 康 史  
村 上 正 和  
柳 静 我  
李 侑 儒

### はじめに

嘉慶四年正月初三日（1799年2月7日）<sup>1</sup>の乾隆帝の死去にともない、親政を始めることとなった嘉慶帝は次々に改革案を打ち出していった。これらの改革は、19世紀清朝の政策基調となる<sup>2</sup>。著者らは、この改革の初期の状況を明らかにすべく、嘉慶帝親政の最初の1年間、すなわち嘉慶四年に皇帝名義で発出された指示（「上諭」）を悉皆調査<sup>3</sup>し、そのうえで月ごとに訳出し、注釈を付す作業を行ってきた。既に研究史と問題の所在などについては訳注の正月・二月分において言及しているため、本稿においては割愛する。

本稿では嘉慶四年六月分を取り扱う。いずれも、『嘉慶道光兩朝上諭檔』第4冊（以下、『上諭檔』と略記）および『仁宗睿皇帝実録』巻46・巻47（以下『仁宗実録』と略記）に収録されるもので、ルーチンで処理されるものや白蓮教反乱に関わる細かい指示などを除き、とくに重要と思われる上諭および、関連する上奏文や供述を選訳した。なお、『上諭檔』所収の上諭には、しばしば嘉慶帝による修正のための書き込みが見られ、『仁宗実録』ではこの修正が反映されている。本稿では、この嘉慶帝による書き込みを必要に応じて「【 】」で示した。

---

1 本稿では、当時清朝で用いられていた時憲曆（太陽太陰曆）を用いて年月日を漢数字で表記し、必要に応じてアラビア数字でグレゴリオ曆（太陽曆）の年月日を付す。また、人名はすべて史料上の表記に従い、満洲、蒙古出身のものについても漢字で表記する。

2 豊岡康史「嘉慶維新（1799年）の再検討」（『信大史学』40、2016年）。

3 嘉慶期の政策決定に関わるおもな上諭と奏摺のリストは、中国第一歴史檔案館編『清代軍機処隨手登記檔』（国家図書館出版社、2013年）および国立故宮博物院図書文献館所蔵「軍機処檔冊隨手登記檔」（嘉慶四年春夏季・同秋冬季）で確認できる。その内、上諭に関しては以下の出版された史料集にほぼ網羅されている。中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』（広西師範大学出版社、2000年）、『仁宗睿皇帝実録』（中央研究院歴史語言研究所『清実録』DB。http://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/mql/login.html）、中国第一歴史檔案館編『嘉慶帝起居注』（広西師範大学出版社、2005年）。

ただし、語気を整えるための細かい書き込みなどについては明記していない。また、「( )」は訳者による注記である。人名について簡単な紹介を注記したが、既出の者は省略した。

嘉慶四年六月初一日（戊子朔。1799年7月3日）

『上諭檔』 No.563

嘉慶四年六月初一日、内閣が命令を受けた。

「本日歩軍統領衙門が、湖南の従九品譚学庠による上奏について、奏摺の原本を進呈してきた。ついで軍機大臣に命じて、原本の包の口に封をしてあったのかどうか、綿恩（歩軍統領）と提出した譚学庠に尋ねさせたところ、いずれももともと封はしていないと述べた。原本の状態を調べたところ、符合していた。封をした上奏文による建言は、もとより広く人々の意見を集めるために提出されるものであり、朕まで直接届けられ、政策決定の材料とされるべきである。以前、戸部においては、大堂の齋戒のための卓上に奏摺が置かれていたので、戸部の堂官がこれを進呈したことがあった<sup>4</sup>。このようなやり方が正しい。もし先に開封してしまうなら、どうして重要事件に関係していないと判断できるだろうか。或いは開封した本人を告発しているのかもしれない。もし開封した本人を告発している場合、密かに握りつぶして、報告しないであろう。総督や巡撫を告発している場合、もし彼らと親しい者が居合わせたなら、かわりに握りつぶすであろう。これは互いにかばい合って真実を隠蔽しているのであり、どうして和珅に続かないことがあるだろうか。各部院に通達する。以後は、何事かを訴えるのに、もし本人が説明するか、封をしないままで提出した者がいれば、先に中身を閲覽してもかまわない。もし本人が自ら封をしていれば、そのまま提出すべきであり、勝手に開封してはいけない。（この場合、）提出された文書の中に不敬な言葉があったとしても、取り次いだ者には累は及ばない。このようにして隠蔽を防ぐと同時に慎重さを示すように。」

『上諭檔』 No.564

臣等が命令に従って、綿恩に尋ねたところ、譚学庠が上奏を提出した時、封はされていなかったとのことである。また譚学庠に尋ねたところ、密封した場合、歩軍統領衙門が取り次ぎを拒むのではないかと心配し、口をあけたままにしたとのことである。臣等が包を詳しく調べると、のり付けした痕跡はなかった。この包を謹んで提出する。譚学庠が上奏で述べてきたのは、流刑になった湖南省の邪教徒はしばらく釈放・帰郷を見合わせる事、穀物を徴収する際に、額外の強制徴収を厳禁すること、富裕層に命じて、貯めている穀物を貸し出させること、の三項目であった。

臣等が各項目について質問した。譚学庠によると、「邪教徒はもともと善良な民ではなく、

4 『上諭檔』 No.349。

脅されて仲間になっていたとしても、若く力のある者が故郷に戻れば、再び騒ぎを起こす恐れがある。そのため、釈放・帰郷をしばらく見合わせるようお願いした。地方で穀物を徴収する際、今までは役人（吏胥）が処理しており、規定額を超える強制徴収は免れなかった。今回は具体的な事実を指摘することはできないが、事後に訴えるよりは、事前に禁止した方がよい。そのため規定を定めて禁止するようお願いした。穀物を蓄えている郷里の富裕層が、質屋を開設すれば、村民たちは近場で衣服を質草にして穀物を借り入れることができ、非常に便利である。しかし如何せん、地方の悪辣な輩が擅に質屋開設を理由にして、様々な手段で金銭を騙し取っており、富裕層から貧民までひどく害を受けている。そのため、富裕層に穀物を貯蓄して質屋を開く事を認め、悪辣な輩は厳罰に処してほしいとお願いしたのである」とのことであった。

臣等は譚学庠が述べた三項目のうち、ただ規定額を超える強制徴収については、官吏が民を苦しめているもので、厳格に取り扱い曖昧な所を残してはいけない事案であるため、再び詰問した。譚学庠によると、「規定額を超える強制徴収については、以前から噂で聞いてはいるが、自分で目撃したわけではない。現在、誰が行ったのかは本当に指摘することはできず、敢えて根拠無く訴えることはしない。これは本当である」とのことであった。臣等がまた調べたところ、脅されて邪教に入り流刑となった者を、特別に釈放・帰郷させるのは、数省に関することで、みな一律に取り扱っている。湖南省だけ別の扱いにはできない。規定額を超える強制徴収については、事実を具体的に指摘できないのであれば、徒に空言を信じてにわかに調査・禁止することはできない。富裕層が穀物を貯蓄し、質屋を開くことについては、調べたところ質屋開設に際しては官に報告して許可証を受け取るべきであり、勝手な営業は許していない。今回、譚学庠が述べてきた内容は、規定に反しているし、問題を引き起こすものであるので、均しく議論する必要はない。臣等は命令に従って原摺を返還し、譚学庠には自ら原籍地に戻らせて、郷里でおとなしく官の選抜を待たせる。調査・議論した全ての経緯について報告する。謹んで上奏する。六月初一日。

## 嘉慶四年六月初二日（己丑）

### 『上諭檔』 No.566

嘉慶四年六月初二日、内閣が命令を受けた。

「兵部に議処とされた歩軍統領・定親王の綿恩、護軍統領・奉恩鎮国公の晋昌<sup>5</sup>らは、（自分たちが）各官員の査察に尽力せず、（官員を）厳しく管理できなかったため、（部下の）恒謹<sup>6</sup>が神武門を出ようとした皇后を回避せず、その行く手を遮った。自分たちを降三級调用とし、

---

5 （愛新覺羅）晋昌（?-1828）：満洲正藍旗人。乾隆末年から各旗の副都統を歴任していた。嘉慶後半から道光初年には伊犁將軍や盛京將軍を務めた。

処分の相殺は必要ないと上奏してきた。考えるに歩軍統領は、かつては三品<sup>7</sup>であった。その後、重要な職務であるため、一品の高官の中から選んで管理させていたが、これまで親王でこの職を兼任する者はいなかった。ましてや歩軍統領は、夜間に堆撥（兵丁の駐在所）を巡回する職務があり、親王が統括するのは、まことにふさわしくない。綿恩は兼任する必要はない。歩軍統領の職務は布彦達賚に管掌させる。巡幸に際しては、随従する必要はなく、職務に専念させる。朕が紫禁城を出入りする時には、前鋒統領が門前で帯刀して立っている規定であるが、綿恩は親王であるため、ふさわしくない。左翼前鋒統領には、貝勒の綿懿を任命する。綿懿の正白旗領侍衛内大臣の後任には、成親王の永理を当てる。布彦達賚は管轄する職務が多くなるため、正黄旗領侍衛内大臣に丹巴多爾濟<sup>8</sup>を当てる。丹巴多爾濟は護軍統領を兼任せず、後任は朕が別に任命する。

歩軍統領は九門を司り、京宮を統括し、犯罪者の逮捕を司っている。一人で管理するには、職権が大きすぎ、査察の行き届かない恐れもあるため、別に補佐員を設けて職責を分担させるべきである。八旗には都統、駐防には將軍を設けているが、ともに副都統が補佐として置かれている。綠營には提督を設けているが、総兵が補佐として置かれている。今回、歩軍統領衙門についても、これに倣って左右翼総兵を一人ずつ設けるべきである。朕が八旗の副都統の中から選んで任命するのを待つように。副都統は兼任とはしない。全ての公務を、歩軍統領と総兵が同じ衙門で処理すれば、一人の専横を防げるだけでなく、諸事の巡察もさらに周密となる。以後、歩軍統領が官員を引見する際には、歩軍統領と総兵が引率することとし、歩軍翼尉には引率させない。兵部に命じて條例に記載させ、永遠に遵守させよ。晋昌は管理を疎かにしたのであり、その罪は当然である。現在恒謹は既に王爵を剥奪されている。晋昌が任じられていた鑲黄旗護軍統領には、別の者を当てるように。綿恩・晋昌を降級調用にしたいという兵部の求めは、協議する必要はない。」

### 『上諭檔』 No.570

嘉慶四年六月初二日、命令を受けた。

「湖広・四川二省の元官僚の子孫がまだ払い終えていない賠償金について、戸部が報告してきた。【別省で新たに定められた規定を参照して】銀一千兩以内であれば全て免除し、銀一千兩以上で二千兩以内なら半分を、銀二千兩以上なら三割を免除する。ただリスト内にあった畢沅名義の未納分の銀二万兩については、この規定を援用して減額するわけにはいか

6 恒謹（生没年不詳）：所属旗不明。克勤郡王雅朗阿の子。父親が亡くなった乾隆五十九年から郡王にあった。今回、剥奪された郡王号は、恒元の子尚格が継いだ。

7 上諭檔では三品と記載されているが、『仁宗実録』巻46の同日条では二品と訂正されている。

8 丹巴多爾濟（?-1813）：蒙古喀喇沁部。喀喇沁左旗ジャサク。鎮国公、都統などを務めた後、領侍衛内大臣に任命され、京師の嘉慶帝の身辺にいた。嘉慶帝が白蓮教徒の襲撃を受けた際には、身を挺して嘉慶帝を護った。

ない。以前、湖広総督であった時の畢沅の評判は平凡なものであった。聶傑人【など】は、彼の在任中に反旗を翻したのである。湖北省の各教匪が起こした騒ぎは、多くが畢沅によって醸成されたのであるが、彼の財産を没収しなかったのは、特別に恩を施したものであったが、行き過ぎのない適当な措置であった。今回議論になっている銀両は、たとえ邪教を未然に防げなかったために生じたものであっても、どうして再び特別に減免することができようか。畢沅の名義である未納銀二万両については、なお彼の家族に負担させ、金額通りに支払わせる。元四川夔州府知府の張至幹は、以前に軍営にあって過労のため病死したので、既に道員の職銜を特別に与えており、渝関の欠損補填については免除している。夔関の未徴収額の銀三万四千一百両あまりについても、同様の規定が適用されるべきであろう。特別に全て免除する。」

### 嘉慶四年六月初三日（庚寅）

#### 『上諭檔』 No.573

嘉慶四年六月初三日、命令を受けた。

「熱河道に蓄えられている支出・賞与のための銀両は、熱河道の道員に年末に帳簿を作って報告させる。内務府は決算内容を確認せよ。【軍機処と】直隸総督には報告する必要はない。他は議論の通りにせよ。」

#### 『上諭檔』 No.574

臣永理、臣慶桂、臣董誥、臣那彦成、臣戴衢亨が跪いて、命令に従って議論した内容を報告する。本年五月二十七日、熱河総管の姚良による旱河の浚渫検査の報告に関して、「軍機王大臣らが適切に議論して上奏せよ」と命令を受けた。

報告には、「承德府の旱河は広仁嶺から東の東大河・獅子溝一帯まで及び、合わせて四千八百二十九丈になる。川幅は十六丈から一丈三尺、深さは三尺五寸から五寸まで一様ではない。今回、各区域で調べたところ、熱河道の元の報告と一致している。ただし熱河道は毎年、この工程を規定に従って請負っているが、浚渫が終わって、検査を受けた後にすぐに工事を停止している。（工事停止後の）五月から八月までの間に雨が連綿と降り、山の水も溢れて、その結果、（河に）土砂や石が堆積してしまう。そのため秋以降、もとの水の流れが侵食されて滞ってしまい、一律に浚渫しなおさなければならない。これに毎年、数千両を用いている。もし対応を変えなければ、人力・財力の無駄を免れない。

今後は小規模修理・大規模修理と分けて、本年より小規模修理を開始する。夏の雨の時期になったら、熱河道に随時水路を開かせて河川の流れをよくする。九月・十月になって堆積物があったなら、再び工事を行うようにしたい。細かな費用については、事実上依拠して軍機処に報告し、陛下の命令を受けて調査員を派遣して確認してもらいたい。

また熱河道の庫の中には、早河浚渫のために得られた利息銀がある。毎年利息として銀六千両を得ているが、およそ小規模修理で用いるのはその半分かそれ以下であり、金額は足りている。小規模修理を三回から五回行った後でも、さらに長年の間に堆積した土砂や石が多くなれば、すべて取り除く必要がある。この場合は熱河道員に事実を依拠して軍機処に報告させ、命令に従って担当者を派遣して調査させ、どのように修理するべきなのかを明確にし、これまで蓄積した小規模修理の余剰の銀両と、その年に得た利息分の銀両とを合計する。大規模修理で用いる費用は多額であるが、全体を通して計算すれば、熱河道が管理する利息分の銀両で余剰こそあれ不足はない」とあった。

調べたところ、熱河広仁嶺の東一帯、獅子溝一帯の早河は四千八百丈余りである。兩岸には兵丁・民人が居住しており、当然浚渫して水害を防ぐべきである。しかしこれまでは浚渫が終わった後、夏・秋の雨の後にまた滞ってしまい、再び浚渫を行わざるを得ず、徒労・浪費を免れていない。現在、熱河総管が「(浚渫の工事を)小規模修理・大規模修理の二つに分類し、今年から小規模修理を行い、夏に雨が降った後、熱河道が人夫を雇って、随時水路を開けば、続けて雨が降っても水は流れてゆくだろう。九月・十月になって堆積物が押し流されているか確認し、量を計算のうえ適宜浚渫する。小規模修理を三回、五回と行った後でもなお堆積物が多い場合には、全て取り除く必要があるので、その年は大規模修理を行うもの」と述べている。まさにその通りに処置すべきである。

また述べるところによると、「熱河道の庫のなかに、早河浚渫のために蓄えている利息銀がある。毎年利息として銀六千両を得ているが、毎年の小規模修理に必要な費用はおよそその半分か、それ以下であり、十分足りる。大規模修理の際にはより多額の費用がかかるが、毎年積み立てられる小規模修理で余った銀両と、その年に得た利息銀をあわせて用いれば、熱河道が管理する利息銀中で余剰はあっても不足はない」とのことである。この点もまた上奏のとおり処置すべきである。

毎年、早河の浚渫にかかった費用を、軍機処に報告させて検査を受けさせる件は、調べたところ、熱河はもともと直隸総督の管轄下にある。この早河浚渫の銀両は、当然直隸総督に報告して、河川維持管理の名目下に組み込んで、一緒に検査するべきものである。大規模修理の時に官員を派遣して調査をさせる件についても、熱河道が直隸総督に申し出てから、中央に報告して判断を願うものであり、ともに軍機処に申し出る必要はなく、対処方法の統一を図るべきである。臣等の議論の全ての内容を、謹んで報告する。伏して陛下の訓示を待つて実行する。謹んで上奏する。六月初三日

#### 『上諭檔』 No.575

また調べたところ、熱河道庫に貯えている支出・賞与のための銀両は、毎年実際に用いた金額を熱河道が年末に帳簿を作って軍機処に報告する規定になっている。しかし軍機処にはこのことを確認できる公文書はなく、戸部と内務府に(帳簿を)渡して項目ごとに確認して

いるので、当該規定は空文となっている。以後は、熱河道庫に貯えられている銀両は、熱河道に命じて直隸総督に報告させ、支出許可を求める公文書に組み入れて処理することで、実態を把握するべきである。謹んで上奏する。

### 『上諭檔』 No.577

嘉慶四年六月初三日、内閣が命令を受けた。

「先頃、歩軍統領衙門に左翼・右翼の総兵二員を追加すると命じ、官員を選んで任命した。今思うに、歩軍統領衙門には既に大官が置かれ、正・副の区別がある。その品級・官階と養廉銀、営制の管轄、昇進・転任などのことについては、みな規定を定めて、それぞれの相違を明示して職責に専念させるべきである。以前から歩軍統領は正二品であった。今、各省の提督の例に照らして、従一品と改める。左翼・右翼の総兵はどちらも正二品とする。総兵には養廉銀を年額で銀八百両支給し、公務の助けとする。八旗の歩軍営は以前から歩軍統領が統括していたが、今後は左翼・右翼の総兵と共に管理させる。巡捕五営の事務については、中営を提標（提督管轄）とし、副将を提督中軍として、なお円明園一帯の五汎を管理させる。その他の参将四名が各々管轄している南北左右の四営の十八汎については、南営・左営の参将らが率いている十汎を左翼総兵の管轄とする。北営・右営の参将らが率いている八汎を右翼総兵の管轄とする。また以後、八旗都統及び各省の提督に空席がでた場合、みな両翼の総兵を候補にすることを許す。もし両翼の総兵に空席がでたら、八旗副都統及び京師の副将を候補とし、朕の任命を待つように。この命令を兵部則例に記載せよ。」

### 嘉慶四年六月初四日（辛卯）

### 『上諭檔』 No.579

嘉慶四年六月初四日、命令を受けた。

「戸部が、河川の稽料（麦や麻などのから。土と混ぜ合わせて堤防の応急処置に用いる）輸送費にかかわる経費を割り当てて（追加で）徴収するよう求める呉璣<sup>9</sup>（河東河道総督）の提案に反論した。戸部の対応は正しい。その通りに行うように。河川工事に必要な物資の購入費用は、正規に支出することになっている。どうして簡単に増額を議論できようか。ましてや雎汎の大規模工事で堤防を修復して以降、緊急修理が必要になったことは無い。毎年通常の工事をするにすぎないのに、河道総督らがそろって追加費用を名目に、土地税に追加して毎年銀十四、十五万両を割り当て徴収するよう求めて、河南省の万民に均しく累を及ぼそうとしている。民の上に立つ者が、どうしてこうした政策を提出することに我慢できよ

---

9 呉璣（1747-1822）。浙江省杭州府、錢塘県の人。乾隆四十三年の進士。嘉慶期には河東河道総督のほか、兵部尚書、刑部尚書も務めた。

うか。割り当てる輸送費は、稽一斤ごとに五毫だけだというのが、一度州県の役人（胥吏）の手を経れば幾重にも増額されて、徴収額がこれにとどまることはありえない。増額を議論した後、再び減額することはできない。これは一時的に民の力を借りることではなく、ついに長く民間に累を及ぼすものである。呉璣らの意見は、疲弊した官のために対策をとるべきという見地からのものであるが、民を困窮させること誠に甚だしいと気付いていない。

乾隆五十七年に、穆和蘭<sup>10</sup>が同様の提案をしたことがある。その時、「例年行われる通常工事に関して、経費の増額が議論されるが、これが毎年続いており、とどまることを知らず、小民の財産を奪い、不肖の官吏がひそかに利をむさぼる足がかりとなってしまう。特に穆和蘭および前任者でこの政策を提案した者、それに続いた巡撫らをあわせて厳加議処とする<sup>11</sup>」という先帝の命令を仰いだ。聖諭が述べるところは明らかで適切である。どうして河南省に確認できる文書がないことがあろうか。それにもかかわらず、ついにこの提案を続けておこなったのである。朕は以前から河川工事の積弊として、支出できない項目があれば、往々にして別項目を濫用して補っていると聞いている。河道総督による輸送費を増額したいという提案は、おおむねこうしたものであろう。倭什布はこの事を最初に提議した。呉璣は以前に布政使であった時、議論に参加し、連絡も受けている。呉熊光は着任したばかりであるが、詳細を確認することなく、呉璣らと連名で上奏しており、みな得るべき罪がある。担当部局に委ねて厳加議処とせよ。」

## 嘉慶四年六月初五日（壬辰）

### 『上諭檔』 No.587

嘉慶四年六月初五日、命令を受けた。

「歩軍統領衙門によると、四川に派遣された直隸州州判の宋昂が「嘉慶元年に休暇をとって京師に戻っている。今回、四川省に赴くことができないため、囑匪を取り除くための十箇条の提案書を作成したので、四川省当局に伝えてもらいたい」と願い出てきた。宋昂は四川省に派遣された見習いの人員であるのに、京師にもどって旅費を準備しながら逗留すること四年の長きにわたるにもかかわらず、囑匪排除の方法を考え、京師で進呈して恩賞に与ろうとするのは、実に本分に安んじようとししないものである。宋昂を四川省に送り返し、林儁に引き渡して取り調べよ。歩軍統領衙門の原摺及び宋昂が進呈してきた提案書も一緒に送って閲覧させる。この命令を伝えよ。」

軍機大臣が命令に従って、四川布政使の林儁に伝える。

10（烏雅）穆和蘭（1729-1796）。満洲正黄旗人。乾隆十二年の挙人。乾隆五十七年には、河南巡撫であった。

11『高宗実録』巻1397、乾隆五十七年二月丙辰（十七日）条。ここでの引用は、逐語引用ではなく、同日条の表現を簡略にしたものである。

### 『上諭檔』 No.588

嘉慶四年六月初五日、命令を受けた。

「軍機大臣が刑部と共に、莊頭の許五徳が、同じ主人に仕える家人の霍三徳を訴えるので、王府護衛の恒徳に頼んで和坤の取り計らいを依頼し、土地と銀両を贈った一件について取り調べ、それぞれ処分を定めた。この事件は莊頭の許五徳が同主の家人を訴えるので恒徳に頼んで和坤に取り計らいを頼み、土地と銀両を贈ったもので、乾隆五十八年のことである。その時、和坤は既に伯爵で大学士という高貴な地位にしながら謝礼を貪って依頼を引き受けたのであり、【実に耐え難いほど卑しい】。和坤は家人が訴え出てきた案件を好き勝手に処置して、許五徳の名義を貝子の永沢の下から除き、恒徳に土地ではなく銀一万両を謝礼として要求した。許五徳は前後して先に銀六千両を送り、銀四千両が未払いとなっていた。和坤はふたたび督促し、恒徳に命じて家人を派遣し取り立てさせた。許五徳は銀両を準備できず、土地を贈った。また和坤は紅契（官印の押された契約書）を作成するよう迫り、彼の甥名義で管理させて、巧みに隠蔽したのである。台費蔭は和坤の指図を受けて、彼のために処置するよう主張した。これらの金銭要求は、地方の末吏でも、少しでも自愛を知っている者であれば、行わないことである。しかし和坤は権要でありながら、賄賂を貪り請託を聞き届けばばかりか、繰り返し未払い分を取り立てたのである。その貪欲で厚顔無恥、自分勝手な態度がよく分かるだろう。この件での官による土地没収は、以前の不当な判断のもとに行われたものであり、さらに家人が告発を行う風潮を引き起こすものである。土地は貝子の永沢に返還し、別に莊頭を選んで農業を行うことを許す。本件における罪人については、台費蔭を既に伊犁に流して力を尽くして罪を償わせているが<sup>12</sup>、この他の者は提案通りに処置し、この案件についての処理は終了とする。」

### 『上諭檔』 No.589

臣等が命令に従って莫瞻菴（順天府尹）・閻泰和（順天府尹）及び大興・宛平の知県二名を取り調べた。彼らの供述には、「劉印・劉陔ら九名の犯罪者は大興・宛平の二県がそれぞれ護送したもので、五月初八日に京師を出発したことは、拱極城・良郷県などの文書が保管されており、証拠となる。馬八十三については、莫瞻菴が昨日自ら府の監獄に行き確認した。馬八十三は六十八歳で、現在は両足を思い歩けなくなっている。また山西省で文書が留められていたので、いまだ護送していない」とあった。

臣等が調べたところ、劉印ら九名については、既に兵部の文書の中に、該犯らを速やかに護送させ、その日付を兵部へ速やかに報告させるという文言があった。莫瞻菴らはどうして今に至るまで、該犯らを護送した五月初八日という日付を兵部に報告しないのか。そもそも重大事件の主犯格のものが、四月二十九日の段階で担当部局から順天府に送られてい

---

12 台費蔭の供述及び処分についての上諭は、『上諭檔』 No.567、569に収録されている。

るのに、どうして八日間もの長い時間を経て、ようやく両知県に引き渡して護送させたのか。これは明らかに彼ら犯罪者を寛大に扱うもので、通常の過失による失敗とは比べものにならない。馬八十三は養子を跡継ぎにすることにかかわる案件の犯人にすぎないが、罪は重大であるのだから、どうして病にかこつけて動こうとしないことを許し、護送停止の月まで待てようか。また意図的に引き延ばしたのである。文書が留められていたのを言い訳にして、護送が遅れた罪を逃れようとしているのであり、公務を怠ったといえよう。臣等は詳細に審問しており、確かに別の事情はない。馬八十三を順天府に引き渡して即日護送するほか、兵部が弾劾したように莫瞻棗と閻泰和を担当部局に引き渡して、厳加議処としたい。大興・宛平の知県二名は五月初七日に府から流刑犯を引き渡されており、初八日にすみやかに護送しているので、なお遅滞はない。ただ護送した後に順天府に報告せず、府からの文書がいまだ担当部局(部)に到着していないのは不当である。あわせて担当部局に引き渡して議処とする。謹んで上奏する。嘉慶四年六月初五日、命令を受けた。「担当部局に引き渡せ。」<sup>13</sup>

#### 『上諭檔』 No.590

莫瞻棗(順天府尹)・閻泰和(順天府尹)は次のように述べている。四月二十九日、兵部から福建省、広東省の駐防八旗に送って奴僕とする劉印など九名が送られてきたので、五月初四日に文書を添えて経歴に命じて、大興・宛平両県に送って護送させた。両県は初八日に人を派遣して出立させており、拱極營と良郷県に収監したことは記録に残っている。また馬八十三については、四月二十一日に兵部から順天府に送られてきたが、司獄が馬八十三は流行病に感染して、寝込んで起き上がれないので、特に療養させるべきだと述べてきた。その後、該司獄が(馬八十三の)病気が治癒したと報告してこなかったもので、捏造したのではないかと思い、莫瞻棗が今月初四日に自ら順天府の監獄に行き確認したところ、馬八十三は依然として臥せっており、人に抱き起こさせたと、まだ歩けなかった。劉印ら九犯の出立の日について、両県が報告してこなかったため、兵部が調査して順天府経由で催促した。本日、両県から報告が上がってきたが、未だ兵部には連絡していない。

宛平県知県の胡遜は次のように述べている。担当部局の命令を受けて送る犯罪者九名について、宛平県では劉印ら四名を出立させた。初七日に順天府から宛平県に送り、初八日に大興県と同じ日に出立させ、拱極營から良郷県に送っており、拱極營と良郷県では文書を残している。これは事実である。大興県知県丁光剣は、現在遺体の確認に出ている。

13 莫瞻棗・閻泰和は『上諭檔』No.602で、それぞれ革職(官職剥奪)・降級という条件つきで留任となった。

## 嘉慶四年六月初十日（丁酉）

### 『仁宗実録』同日条

内閣に命じた。

「陳大文（山東巡撫）の上奏には、「伊江阿がかつて山東巡撫であった頃、死罪を免じて流刑にした強盜の王二について再審理を行ったところ、実際は王二が強盜を思い立って被害者を脅迫し、その後には荊平県で捕らえられたものであった。しかし伊江阿は意図的に、王二が自首してきたものとしてあつかい、量刑した」とあった。

伊江阿はかつて巡撫であった時、属員を接見するのに拝仏用の座布団の上に座って合掌して談論していたことを、朕はよく知っている。ただ公務を疎かにしたわけではなく、仏教徒として肉食を断ち拝仏するのは、特に政務に関する重要なことではないので、これまで命令を下さなかった。今回、強盜の王二は、伊江阿が善行を好む性格であると窺い知り、嘘の供述をして、自首したように見せかけた。伊江阿はその術中に陥り、陰徳を積みたと思って、斬首刑にすべき重要犯人でありながら、大胆にも法を曲げて処罰を軽くした。これは婦人の仁であり、巡撫の地位を汚したものである。もし人々がみな伊江阿のようであったとするなら、僧侶を官僚にしなければならぬだろう。被害者に何の罪があって、罪人を法の網から逃れさせるのか。これは福をなしたのではなく、罪を作ったのである。

伊江阿の藍翎侍衛と世襲した輕車都尉の地位を剥奪し、伊犁に送って贖罪させる。輕車都尉の世職は、該当する旗が例に照らして人を選んで引きつがせるほか、塔爾巴哈台領隊大臣については、台費蔭に藍翎侍衛の職銜を与えて、自費で赴任させよ<sup>14</sup>。」

## 嘉慶四年六月十一日（戊戌）

### 『仁宗実録』同日条

内閣に命じた。「先日、朕が富森布<sup>15</sup>を召見したところ甚だ凡庸であったので、即座に本営に戻そうと思ったが、永琅<sup>16</sup>が推挙したものであることに鑑み、しばらく副都統の事務を

---

14 同日の寄信上諭で、山東巡撫の陳大文は、王二の量刑を行い、さらに知県の葉汝芝の勤務評定を提出するよう命じられた。葉汝芝は、伊江阿から盜賊逮捕の功績によって昇任を図ったと叱責された人物であった（『上諭檔』No.604）。この葉汝芝は嘉慶期には山東・山西で知県・知州を歴任し、嘉慶二十五年には浙江按察使となった。

15 富森布（?-1807）：満洲正白旗人。健銳營の武官として乾隆中期の新疆烏什反乱、兩金川反乱の鎮圧に加わり、前鋒參領に任命された。嘉慶四年に副都統銜を与えられ、署鑲紅旗副都統となったが、民衆を反乱におこした地方官の財産をまとめて没収すること、生活の苦しい京師の兵丁への恩賞を増額することなどを提案したところ、僭越であると批判されて前鋒へ降格された。その後、頭等侍衛として古城領隊大臣に任命された。

16 （愛新覺羅）永琅（?-1799）：怡親王。祖父は雍正帝の弟の怡親王胤祥。

代理で担当させることにした。本日、富森布が上奏してきた各項目をみると、甚だ誤っている。彼が述べるところの、「地方の官員が民間を苛んで金銭を奪ったために、小民が追い詰められて反乱を起こしたのであるから、官位の高下に関わりなく、河州・甘肅・台湾・湖南・湖北等の過失のある官員の財産を全て没収したい」などは、一体何を言っているのか。地方官がもし民間を苛んで、反乱のきっかけを醸成したのであれば、必ず弾劾してくる者がいて、法に従って処置すべきである。富森布は、具体的な事例を挙げることができず、根拠なく憶測で主張したにすぎず、特に誤っている。そもそも以前の事柄を後になって追及して、一律に財産を没収する道理があろうか。また、今後もし各省の地方官を取り調べなければならぬ案件があれば、地方に駐防している満洲旗人の中から人員を選んで、監視させたいと願っているが、断じて行ってはいけない。吏治において極めて不適當である。今、京師の副都統の中にも彼のように愚かで無恥な者がいるのに、ましてや地方に駐防している満洲の官員の中に吏治に通じた者など決して多くはないだろう。

また称するには、京師の官員・兵丁の生活は逼迫し、日々苦しくなっている。ただ武芸を学べないというだけでなく、日用品も購入できなくなっており、それによって商売をしている小民も生活に苦しんでいる。恐らくは窃盜事件が起きるきっかけとなるであろうから、実に大きな問題である、と。その内容は荒唐無稽である。京師は全国の模範となる都市であり、商人やその他の職業の者が集まっている。今回、富森布は人を惑わす発言を捏造し、濫りに上奏を行ったが、実に恣に妄言を吐いたのだといえよう。富森布は健銳營の前鋒參領から副都統に推挙されており、旗務には通じていないので、多少の失敗があっても、まだ許すことができる。しかし理由なく擅に妄言を繕って上奏してくるなど、容認できようか。まことにもってのほかである。富森布は解任の上、軍機大臣らに引き渡して、何を考えてこのような上奏を行ったのか訊問し、厳しく取り調べて罪を定めるように。永琅は健銳營の事務を管轄する官員ではないが、和珅が毎年避暑山莊に随行するため、健銳營の事務を暫く代理で処理していたものである。彼は京師で事務を行い、さらに内務府大臣も兼任しており、健銳營に行く余裕はない。富森布が入城して用件を取り次ぐ時に賞賛して推挙したにすぎず、実際に富森布の何を深く知っていたのか。富森布が推挙に足るなら、健銳營を管理する拉旺多爾濟を推挙しない理屈があろうか。永琅がいままで詳細に観察していないのに、富森布を推挙したのは、特に誤りである。永琅を担当部局にゆだねて議処とせよ。」

嘉慶四年六月十二日（己亥）

『上諭檔』 No.606

嘉慶四年六月十二日、内閣が命令を受けた。

「朕が思うに、天下を治める道として、政府と民の間を遮っているものを取り除く以上のことはない。古より代々の帝王は聡明で様々な意見を聞き入れてきた。そのため各種の治績

がみな輝き、下情が上に達しないことはなかったのである。朕は親政をはじめから、まず建言を求める詔を下し、虚心に意見を求め、国政に裨益することを願った。その当時、和珅と福長安が最初に弾劾され、朕は即座に懲罰を加えた。後にまた鄭源璣、胡齊崙、常丹葵のような地方官を弾劾する者がいたので、また捕らえて厳しく取り調べた。もし諸臣が詔に応じて直言しなければ、貪劣の官員がどうして即座に露見したのだろうか。数ヶ月がたって、およそ諸臣の妥当な意見はみな施行できた。しかしその中に、笑うべき荒唐無稽な意見を披露する者もいた。もし律の妄言に関わる条目<sup>17</sup>によって罰するなら、もとより容赦できないものである。しかし朕が人に言を尽くさせようとしたのに、また発言によって罰するのなら、どうして人を発言するよう誘導しておいて、その内容から罪に陥れるものでないといえようか。このために、留中として公開しなかった奏摺で、軍機大臣であっても聞知しないものも甚だ多い。

ただ薩彬図は、副都統の立場で和珅の財産没収の件に関与し、使用人の娘を訊問して金銀を見つけ出そうとした。恒傑は服の色を間違えたことで、みだりに司官を弾劾した。富森布は京師の商人たちが困窮しているため、八旗の兵丁らに賞与を与えて、商売に良い影響を与えたいと願い出た。この三人は無知なのに妄りに上奏しており、とりわけ論外であるので、やむを得ず解任したのである。もし見識に欠ける輩が、彼等は発言のために罪を得たのだと言うならば、それは朕の苦衷を全く理解していない。

また富森布の先日の奏摺では、彼がかつて福建や甘肅などの省に遠征した時、地方官が概ね貪酷であったので、みな財産を没収すべきと述べたが、その内容は最も誤っている。富森布の意図としては、和珅・福長安が財産を没収されたので迎合しようとしたのであろうが、彼等の罪は極めて重く、規定どおりに財産を没収したものであって、没収した財貨を役立てようとしたのではないと理解していないのである。【もし没収して自らのものにしようとするなら、どうして薩彬図の建言を採用せずに、逆に処罰したというのか。】他にも惠齡、宜綿、景安などは軍務を誤っており、財産没収も当然であるが、朕は特別に寛大な処分を与えた。秦承恩を捕らえて訊問した時も、財産を没収したけれども、実情が明らかになると返還した。どうして具体的な劣行のない各州県官に対して、一律に財産を没収する道理があろうか。もし財貨を重要視するなら、惠齡らの財産は和珅や福長安ほどではないといっても、どうして鄭源璣に及ばないだろうか。これは最も明らかで簡単に理解出来ることである。

最近、建言を提出する諸臣は、往々にして国計民生を考えていない。その本心を推し量るに、おおよそ名と利の二つの道から出ないであろう。名前を売るといのは、例えば八旗【・内務府】のポストと俸給を増やして、兵丁らに賞与を与えようと議論しているようなものである。その意図を考えてみるに、もし許可されたなら人に恩を与えられ、許可されなく

---

17 『大清律例』刑律・詐欺の「対制上書詐不以実」を指すのであろう。『明律』に由来するこの条目によれば、虚偽の上奏をしたものは杖一百徒三年、上奏内容が謀反・大逆に関わる場合は一等を加えるとある。

でも、その怨みは上に帰せればよいと考えているのだろう。そのあまりに狡猾な料簡はなお聞くに堪えない。利を求めるといのは、永来が円明園の明善堂に河道を通そうと願い出たようなもの、縑布らが南苑の寺廟を修理したいと願い出たようなもので、みな急ぐ仕事ではない。現在工事をしている太廟、昭陵石牌楼、裕陵地宮、万年吉地などは、みな大典に関わり、やむを得ないもので、当然恭しく修繕すべきである。円明園については今まだ臨幸していない。南苑の視察は、(先帝崩御から)二十七ヶ月を待った後に吉日を選んで行うべきもので、滞在するのも数日にすぎず、時期もまだ先である。どうして重要な工事と並行して行う必要があるのか。彼等がこうした上奏をしたのは、特に官吏や差役のために利益をもたらそうとしたのである。局銭を銀に換えるなどは、全く話にならない。朝廷と小民が利益を競うなど、また如何なる政治の体をなすものなのか。そもそも言官には各々職分がある。近來、現任の総督・巡撫が自分の職分を越えて他省の事柄を上奏し、或いは京師の政務にも干渉しているが、これは自ら功績を得ようと欲して、それが越権行為であることを忘れてしているのである。総督は二省【、三省】を管轄するもので、その領域は広く、任内に整理すべき事柄や興利除弊の事柄は、どれほどあるかわからない。精力を傾け思慮を尽くしても、なお周到ではないだろう。どうして自分の田を捨てて人の田に手を加える暇があらうか。

朕は諸臣の上奏が多すぎて、閲覽に疲れているのではない。ただ人臣が君主につかえる義は、全て私念を取り除くことにあり、そうしてはじめて優れた献策を期待できるのである。もし先に名前を売り、利を求めるといふ心があれば、その思いは既に私欲にまみれたものに過ぎず、どうして忠言を期待できようか。以後、王公及び内外の大小官員は、朕の意図をよく理解せよ。政治に関係する要務、貪官を弾劾する要務ならばもとより随時上奏すべきだが、もし私心を抱いて名声や利益を求めるといふならば、断じて朕の洞察から逃れられず、妄言の罪によって処罰せざるを得ないであらう。今回、朕が特にこの命令を降して、まやかしの建言を防ぐのは、正しい意見を呼び込もうとするためである。諸臣がこれによって、沈黙に安んじるのを望んではない。【けっして朕の正言を求める意を誤解してはいけない】。この命令を伝えよ。』

嘉慶四年六月十四日（辛丑）

『上諭檔』 No.612

嘉慶四年六月十四日、内閣が命令を受けた。

「保寧（伊犁將軍）が、以前に伊犁に送られ苦役に当てられた伍拉納<sup>18</sup>の子の舒琨らが配所に着いてから三年の期限を過ぎたので、釈放してもよいか尋ねてきた。伍拉納の子の舒琨、舒敦、舒敏、舒新、浦霖<sup>19</sup>の子の浦焯焯、浦煦、伊轍布の子巴哈、錢受椿<sup>20</sup>の子の錢廷

18（覺羅）伍拉納（1740-〔1795〕）。滿洲正紅旗人。乾隆末に河南巡撫、閩浙總督を務めた。

桂は既に期限に達しているのに、特別に釈放を認めて各旗に戻す。錢受椿の次子の錢廷蘭は当時まだ幼く、嘉慶二年正月になってから流刑にすることにした。期間を計算すると、未だ年限には達していない。しかし今年二月に刑部が、終身刑になっている犯罪者を個別に釈放したいと求めてきた時、既に伊轍布<sup>21</sup>の子哈青、錢受椿の子錢三といった幼子を釈放して、成長しても流刑を免じることにした。錢廷蘭をどうして流刑地に留める必要があるか。特別に釈放せよ。」

## 嘉慶四年六月十六日（癸卯）

### 『上諭檔』 No.614

嘉慶四年六月十六日、内閣が命令を受けた。

「宜興（江蘇巡撫）らが、「呉県の下劣な生員の馬照らを取り調べた。同県の生員の呉三新が、徽州の民人の楊敦厚から借金をして返済していないことから、同県の知県甄輔廷が、呉をほしのままに杖刑二十回に処したところ、みな納得せずに人を集めて騒ぎを起こした。現在、取り調べてそれぞれ処分しており、また知県の甄輔廷に関しては、担当部局にゆだねて議処とする」と上奏した。

生員の呉三新は楊敦厚に借金をして、返済していないことを理由に訴えられたが、これはよくある事件である。知県の甄輔廷は、未返済が事実であったなら、ただ期限を決めて取り立てるべきであり、どうしてすぐに打ち据えたのか。たとえ生員のうち、みずからの身分証明書で盾に税糧を納めないものがあったり、あるいは地元を牛耳るようなことがあって、厳しく罰しなければならない場合であっても、まずは事実を明らかにし、身分を取り上げたうえで、対処するのである。いまだに事態も明らかではなく、身分も取り上げていないものを擅に打ち据えたなら、当該地方官を担当部局にゆだねて議処にしなければならない。今回は借金という些細なことであったので、身分を剥奪せずに先に罰したが、もし納税の遅れや不足等の場合には、どのような重罰を与えるつもりなのか。馬照らが納得せずに、人を集めて騒ぎを起こしたのも、知県の処置が間違っていたからである。さらに楊敦厚は徽州の富裕な商人であり、蘇州で貸し付けを行ったのだが、おそらくは知県も賄賂を受け取って不公平な判断を下したのであろうから、厳しく追及しなければならない。宜興も、ただ知県を担当部局にゆだねて議処にして決着させるよう提案しているが、とりわけ寛大にすぎる。甄輔廷は解任し、費淳（两江総督）に引き渡して関係者を集めて詳しく取り調べ、もし収賄の事実があ

19 浦霖（?-1795）。浙江省嘉興府、嘉善県の人。乾隆三十一年の進士。乾隆末に福建巡撫、湖南巡撫を務めた。

20 錢受椿（1751-1795）。江蘇省蘇州府、常熟県の人。乾隆末に福建按察使、広西布政使を務めた。

21 伊轍布。生卒年不詳。蒙古正藍旗人。乾隆末に福建布政使、福建巡撫を務めた。

れば、速やかに処罰案を定めて上奏せよ。そのほかは宜興らの提案通りに処理せよ。奏摺は（費淳に）送るように。」

### 『上諭檔』 No.615

軍機大臣が直隸総督の胡季堂に伝える。嘉慶四年六月十六日、命令を受けた。

胡季堂の上奏には、「直隸における欠損や税の未徴収分については、期日を決めてそれぞれ補填させる。現在直隸内に任官中の人員を省城（保定）に呼び出し、期日を決めて催促し、ほかの省に異動した者、あるいは元の旗や原籍地へ戻った者であっても、その地域の地方官および総督・巡撫に通知して、欠損を出した人員を省城に護送するよう求める」とあった。胡季堂のこの上奏は、ただ財政上の欠損の補填だけを考えたものであり、実行の難しさを考慮していない。さらに各省の吏治と関係しており、（このような提案を）実行に移すことは断じてできない。

直隸の各州県の長官には、みな地方官としての責務がある。もし欠損補填の催促のために保定の省城に彼らを集めた場合、本務の地方官としての刑罰執行や、裁判、財政などの務めは、佐式官や担当者が処理することとなる。職務が滞るのみならず、種々の弊害が発生するだろう。

原籍地へ帰った人員を、省の総督・巡撫の手でその省城に呼びつけるとするならば、彼らを省城に張り付かせることになり、欠損分の補填は、そのまま長く先延ばしになる。どのような意味があるというのか。ほかの省に異動した者の場合は、優秀であれば多忙な職務につき、上司に用いられているであろうし、重要な案件を抱えている者もいよう。その地の総督・巡撫が、その人員を省城に引き留めて無為に過ごさせ、他省のために欠損補填の催促をすることを肯んずる【道理】があるか。必ずや本務への復帰を許すように次々に上奏が提出されることになり、実行は難しい。

そもそも胡季堂は、他省に異動した直隸で欠損を出した人員を、各地の省城に拘束して、補填を催促するというのだが、他省で欠損を出して直隸に移動した人員も、他省の総督・巡撫が今回の上奏に倣って胡季堂に通知し、直隸の省城に集めるよう求めるだろう。直隸と他省で欠損を出した人員すべてが保定に集まることになり、自分の任地で本務に携わる地方官がほとんどいなくなってしまう。もし各省が胡季堂の提案を模倣したならば、欠損を出している天下の州県はすべて（地方官がいない）空の状態となってしまう。試みに問うが、我が朝でこのようなやり方をしたことがあったか。またリストの中には、州県のみならず、馮光熊（貴州巡撫）<sup>22</sup>が負担する賠償も含まれていたが、胡季堂は彼を雲南の省城（昆明）に呼

22 馮光熊（1721-1801）：浙江省嘉興府、嘉興県の人。乾隆十二年の挙人。戸部の中級官僚を務めた後、各地で道具・按察使・布政使を務め、当時は貴州巡撫であった。乾隆五十四年から五十五年にかけて直隸布政使を務めている。

び出して、富綱（雲貴総督）に催促をさせるつもりなのか。総督・巡撫などの大官は、吏治と民政を重視し、財政はその次とするべきである。胡季堂はその大前提を知らないのか。直隸で欠損が補填されていない状態は、既に三十年余りも続いているが、次第に整理されつつあり、急ぐ必要がどこにあるのか。現在は各省にあるまだ補填されていない欠損分を、責任者の子孫、前任者、現任者による賠償の三つに分類して、戸部にゆだねて続々と調査させている。今回提出されたりストは戸部に点検させて上奏させ、朕の判断を待つように。【既に保定に呼び出された者については、本務へ戻ること。】」命令に従い伝える。

### 『上諭檔』 No.616

軍機大臣が、山東巡撫の陳大文、河南巡撫の呉熊光、江蘇巡撫の宜興、安徽巡撫の陳用敷、浙江巡撫の玉徳、江西巡撫の張誠基、湖北巡撫の高杞、湖南巡撫・総督銜の姜晟に伝える。嘉慶四年六月十六日、命令を受けた。

「達慶（総督倉場戸部右侍郎）らが、「各省の漕糧には、湿気で傷んだものや未熟なものが多く混ざっているため、漕運にかかわる省（江蘇・山東・河南・安徽・浙江・江西・湖北・湖南）に命令を下し、真摯に検査（監兌）させ、輸送担当者には風通しの良い乾いた状態を保たせたい」と上奏してきた。徴収した漕糧は、規定では乾燥し清潔なもののみを保存することとなっている。以前、蔣兆奎（漕運総督）は漕運で運ばれた米にカビが生えていたことを上奏し、また今回、達慶や劉秉恬（倉場侍郎）<sup>23</sup>は、米や麦には混ざりものや清潔でないものが含まれていると上奏してきた。漕運のある省では、【ただ漕運にかかわる付加税の割り当てばかり気にして、】漕運そのものを重んじていない。そのため、好き勝手に混ぜ物をする。このことは穀物備蓄に大きく関係している。漕運の穀物に混ぜものがあるのは、みな徴収と検査にかかわる官員が【一緒になって】私利を貪っていることによるものであり、彼らは米穀の品質の検査を行わず、草卒に徴収している。一方、巡撫や糧道などは、付加税から利益を吸い上げるばかりで、漕運にかかわる弊害を不問に付してきた。その悪習は既に長きにわたっている。朕は漕運にかかわる州県で、規定量を超えて徴収しない場所はないが、江蘇・浙江が特に深刻だと聞いている。一石あたり七、八斗を徴収したり、勝手に銅銭に換算して徴収するものもあり、いたるところで小民から搾取している。朕はもとよりその弊害を知っており、法に基づき厳しく懲罰を加えるべきであるのだが、現在はいまだ対応が及んでいない。各関係巡撫はみな漕運米の徴収・検査にあたる担当者に命じて、努めて積年の弊害を除き、真摯に漕運にあたらせるように。もし以前どおり過剰に徴収し、その結果、正供の米穀に混ぜ物があれば、関係の巡撫や糧道の責任を問う。

湿気たり、カビが生えたりした漕運米については、もとより輸送担当者が慎重さを欠いたからであり、また輸送中に先を急いで、船倉をあけて風を通して乾かしたり、通気口を空け

---

23 劉秉恬（1735-1800）。山西省平陽府、洪洞県の人。乾隆期には四川総督、雲南巡撫も務めていた。

たりしなかったことによる。今年の漕運は戸部の報告によれば昨年よりも四十日以上も早く（京師に）到着したというが、移動が速すぎる。今後は、輸送の日程を監視する官員は、速度を勘案して、ただ空船になってからの南下と（次年の）輸送（回空兌漕）を誤らないようにして、過剰に催促せず、途中で停泊して、随時風を通すことができるようにすべきである。もし今後も湿気によるカビの発生などがあれば、輸送担当官を厳しく追及する。この命令を漕運にかかわる各省の巡撫に伝え、さらに蔣兆奎にも伝えるように。」命令に従い伝える<sup>24</sup>。

### 嘉慶四年六月十七日（甲辰）

#### 『上諭檔』 No.617

嘉慶四年六月十七日、内閣が命令を受けた。

「江蘇の監生周劭が上奏を行い、数十項目におよぶ提案をした。朕はこれらを詳細に検討したが、その内容は実行が難しく、採用できそうなものは皆既に行われていた。また軍機大臣にも慎重に検討させたが、項目ごとに反駁が寄せられた。周劭は生員の身でありながら、みだりに国政に口を挟み、意見を述べたが、そのほとんどは空言であった。さらにこれまでの規定をみだりに変え、法を厳しくして人をしぼり、あるいは拙速を政治だと思っており、本来ならば相応の罪に問うべきである。しかし、現在は言路を広く開いているときであり、言論を理由に罪に問うことはしたくない。【もしこれを罪に問えば、自ら耳目を覆い、言路を閉ざすこととなる。それでは庶民の苦しみをどうして知ることができよう。臣下の賢愚をいかにして考察できよう。】ただし、周劭は卑賤な身分であるにもかかわらず、臆面もなく上奏を行い【また内容も時節に合わないものであった】。周劭を費淳（両江総督）のもとに送り、地方官が身柄を管理し、外に出て騒ぎを起こすことがないようにさせよ。周劭の身柄を移すにあたっては寛大に扱い、本籍への送還の規定に沿う必要はない。」

#### 『上諭檔』 No.618

臣永理（軍機王大臣）らが、命令に従い、検討した結果について上奏する。陛下より下げ渡された江蘇の監生周劭の奏摺二件について、われわれは命令に従い、その内容を検討した。奏摺内の各項目のうち、道理に合うものについては既に施行されており、それ以外の提案は、古の制度をまねて制度を変更し、刑罰を厳しくして世を騒がせるものであり、従来のやり方を踏襲して民を教化し、風俗を整えるものではない。我々の反駁は、以下の通りである。

一：官僚の綱紀肅正についての請願。いわく「現在、京師で奉職する者は、みな陛下の意志に迎合しよう、有力者に取り入ろうとするばかりである。三公は命令を承るにすぎず、六卿は規定を引き比べて提案を行うにすぎない」と。陛下におかれては、親政開始以来、日夜

24 漕運に関しては星斌夫『明清時代交通史の研究』（山川出版社、1971年）を参照した。

苦勞を重ね、虚心坦懐に意見を求め、いまだかつて自分の意見を正しいと考えられたことはなく、ことごとに臣下に考えを尽くして、最も道理にかなうよう求めている。さらに大奸人（和珅）を排除してからは、専権を振るう大臣はおらず、阿附をこととする官僚もいない。命令は適切なものであり、どうして承らないことがあるだろうか。規定が万全のものであれば、どうしてそれを援用しないわけがあるだろうか。これらを捨てて、むなしく道徳を語れば、制度は蔑ろにされてしまうであろう。「士大夫は朝廷や官署で戯れふざけている」などというが、周价は田舎者で官途に就いたこともなく、御前に並んで、宴会をしているさまを目撃したことがあるのか。さらには「各省の問題として、全く人材がない」と称している。そのようなことはなく、最近では、各省の人事は、ことごとく民心に合致しており、長期的な視野に立つべきもので、拙速に判断すべきではない。提案は却下すべきである。

一：士大夫の風習をあらためることについての請願。いわく「士大夫を採用するのに八股文をやめて、経義（經典の解釈）や歴史の試験をするべきである。さらに古の徵辟制度（名望家を皇帝が直接招聘する漢代の制度）を復活させるべきだ」と。八股文は、経書を根底とし、伝注を参照するものである。科挙を設けて、採用を行う由来は久しい。たとえそれを経義や策論に変えても、賄賂や忖度のような不正は難しくはない。試験場の警備は周到であるが、それでも不祥事がないわけではない。もし徵辟制度を復活させたとしても、人心は古に戻らないのであるから、弊害は窮まるどころがなくなくなるであろう。提案は却下すべきである。

一：軍隊の綱紀肅正の請願。いわく「軍隊の腐敗と弛緩により海賊が跋扈している。作戦に参加している者は古に学ぶことを知らないので、武官に兵法を学ばせるように」と。我々が調査したところでは、各省の緑營兵たちは命令に従い、みな規定数にあわせて兵を徵募し、俸給の着服などはできない。沿岸の水師が巡洋に努めず、賊と通じて跋扈を許しているなどというが、命令に従い、將軍・総督・巡撫・提督・総兵などが訓練に留意して、土地と民を守っている。兵法を学ばせるなどというのは、まさに古に拘泥する書生の見である。もし唐順之や茅元儀の書物にしたがって、兵法を学ぶとするなら、まさに周价の主張こそが、俳優が演じる芝居のようなものである。提案は却下すべきである。

一：倉庫に規定量の穀物を保管することについての請願。いわく「倉庫の九割に欠損がある。半年を期限として納入させ、期限を超えた場合は罪に問い、財産の差し押さえを行うべきだ」と。この件は、最も誤っている。倉庫の（穀物の）不足については、しばしば命令を奉じているが、国家が重視すべきは民生であり、財政はその次である。もし欠損の清算を急ぎすぎた場合、州県では民から取らずにどこから取るというのか。必ずや無理な搾取をし、民を死なせ、流民にしてしまい、反乱を誘発し、必要な費用は倍になってしまう。我々は日々陛下の万世に残る訓示に接している。そもそも欠損発生の責任については既に刑罰の規定がある。期限内に納入したなら、減免措置もある。半年に期限を区切って、財産の差し押さえを行うなどというのは、財政だけを気にして、民生を無視するものである。勝手な妄言、

これにまさるものはない。周侒は年若く、政治を知らないのであろう。提案は却下すべきである。

一：漕運に関わる弊害の除去についての請願。いわく「江蘇、浙江では漕運のための米穀を規定の倍も徴収しているので、これを厳しく禁止して、敢えて同様のことを行うなら処刑するべきだ」と。調べてみると、漕運に関わる州県では、戸部から渡された規定の升を使って計量しており、過剰な徴収や勝手な銭での代納はできず、漕運米納入の請負、手数料の要求は、みな長らく厳禁されてきた。不肖の官吏が民を苛んでいる場合に律に従って処罰するのは、法律の範疇である。今回の周侒の提案は、理由がないものではないが、具体的な事実を指摘しているわけではなく、調査のしようがない。提案は却下すべきである。

一：駅伝の綱紀肅正の請願。いわく「命を奉じて出張する官員や総督・巡撫が省境を通過する際、途中で輸送用の車や馬、食事などの提供があり、そのためにリストを送って費用を列記している。地方官が、大官を送迎する際に民間人を徴用するのを禁じていただきたい」と。これまで命令を受けて出張する際には、兵部発行の牌照があり、規定外の支出は認められていない。一方、大官が駅にかかわる雑費を要求し、騒ぎを起こすような行為はもともと禁じられている。提案は却下すべきである。

一：塩法の整理についての請願。いわく「塩専売に関わる官員や役人（胥吏）で坐して財を得ることのない者はいない。また官で塩の販路を定めているので、塩の価格は遠方になれば高くなり、悪辣な商人が密売して、利益を得ようとする<sup>25</sup>。今後、塩税は塩生産の現場から徴収し、塩生産業者になることを望む者には、塩場の一部の専有使用を認め、自ら販売することを許し、毎年の税徴収は、管轄の州県官が本籍ごとに行うべきである。塩専売に関わる大小の各員については一律廃止されたい」と。これは実行してはならない。塩の専売事業は、国家の大計であり、利益が動く重要な事柄である。どうしてその権限を政府に帰さず、民間の自由にまかせることができようか。民間での自由取引を許すと、必ずや財政に悪影響を及ぼし、訴訟が増加してしまうだろう。提案は却下すべきである。

一：農業用地の拡充の請願。いわく「現在、耕作が行われていない農地はない。だが世間ではタバコ栽培が盛んで、ついにはあぜ道までタバコが植えられる始末である。タバコを植えている農地に五穀（稲・黍・粟・麦・豆）を植えるようにされたい。違反して植えられたタバコは、当地の軍隊によってすべて抜いて放棄させ、栽培を行っていた者は罪に問うようにすべきである。民衆がタバコを吸うこと、商人がタバコを販売すること、タバコの吸引の道具なども全て禁止し、販売した者は、生産者と同様に罪に問うようにすべきである」と。五穀を栽培することは極めて重要であるが、民間でのタバコ吸引の習慣も一日二日で形成されたものではないし、その割合も農地千百のうちの一、二と些少であり、農業の障害となっていない。禁止するに値しないものを取り上げることで、様々な煩瑣な問題を起こし、実

25 この「利益を得る」の原文は「牟科」であるが、文脈から「牟利」の誤記と判断した。

に無意味である。却下すべきである。

一：教化の振興についての請願。いわく「昨今の風潮では、官は君命を奉じて教化に勤しまず、士は聖賢に学ぼうとしない。天下の各都市や農村の学校で、礼義を知る者があれば、官により題本で報告し、爵位と禄秩を与えなければならない。教化に努力しない者は、律にのっとって流刑にすべきである。官吏としての本務を忘れ、制度に違い、みだりに小民が衙門の門前で官吏の不手際を訴えることを許すような者は、官職を剥奪し、生涯にわたって再登用しないようにすべきである」と。我々が思うに、国家による学校設置、孝行な人物や清廉な人物の推挙などは制度化しており、士大夫への待遇は手厚い。官爵の昇進、あるいは流刑などの罰を与えるようなことは、軽率に決めるべきではない。小民が官府の長の劣業を書き記すのは、古には存在せず、ただ目上の者を告発する風潮を生み、文字の獄を起こすだけのことではない。提案は却下すべきである。

一：財政の肅正の請願。いわく「規程に従い金銭を受けと（り官職を与え）ることは、尤も善政に非ざるものである」と。現在、朝廷では名目と実質とを総合的に判断している。官吏登用のありかたが雑多があることを考慮していないことがあるだろうか。金銭を納付しなければ官職を与えないというのは、規程通りの対応である。金銭を納付しながら官職を与えないということはできない。提案は却下すべきである。

また別の上奏では、戸部、工部が管理する銭局や税務、兵部、直隸および各省の管轄の兵数、刑部の条例などが取り上げられていたが、みな政務に詳しくないにもかかわらず、いたずらに従来の規程を損なうものであった。これ以外にも、社倉における穀物の保存、河川の整備、城壁の修復、団練や郷勇の設置、貧窮者への救済措置や貸付等は、既に順次行われているものである。京師の太学（国子監）は、「天下の学宮であるから、教師をしっかりと選び試験を課す云々」の文言は、実態とかけ離れている。上奏文で美辞麗句を使い表現に凝ることや、民間の出版業者で出版される雑多な内容の書物を燃やして廃棄すること、市中の遊惰な者たちを駆逐すること、官吏と民間人で異なる服装を着用することなど、みな迂闊な瑣事であり、すべて却下すべきである。以上の各条について、我々は項目ごとに検討を加えたので、上奏する。伏して陛下の判断を願う。謹んで上奏する。六月十七日。

### 『上諭檔』 No.619

嘉慶四年六月十七日、内閣が命令を受けた。

「本日、朕が觀徳殿（景山の乾隆帝の棺が安置されている建物）を詣で、北上門（神武門と景山のあいだに位置する）まで戻ってきた際、御前侍衛兼奏事処行走の扎克塔爾<sup>26</sup>に口頭

---

26 扎克塔爾（?-1812）：張氏。金川の少数民族。両金川反乱鎮圧に協力したことで守備に抜擢され、内務府旗（満洲正黄旗）に編入された。長く侍衛として乾隆帝、嘉慶帝の護衛を務め、その後、副都統、護軍統領を歴任した。本件の後、八月に欽差大臣として派遣された那彦成に従い、白蓮教反乱鎮圧に参加した。

で、各衙門が引見する人員はいるか尋ねた。扎克塔爾は、「宗人府からは八名が引見の予定である」と答えた。このとき、宗人府を管理する睿親王の淳穎が輿の傍に待機していたので、引見予定者はだれか尋ねようとしたが、やめておいた。淳穎からも一言もなかった。宮（養心殿？）に戻り、奏事太監にこの件を尋ねたところ、「本日は引見の予定はない」と返答があったので、軍機大臣に調べさせた。ついで軍機大臣らの報告によれば、扎克塔爾に面談したところ、「本日、宗人府が官員八名の引見に関する奏摺を提出し、自分が受け付けた。後にどのようにして撤回されたのかはわからない」と称したという<sup>27</sup>。

そこで、ふたたび宗人府を管轄する王らに問うたところ、淳穎は「本日、宗人府は官員八名の引見に関わる奏摺を提出したが、自分が回収した」と答えたという。その理由を問うたところ、「ほかの衙門に引見の予定がなかったので、奏摺を回収した」と答えた。また奏事太監に尋ねたところ、「今回の引見に関わる奏摺は、奏事処行走の員外郎の京文が回収した」という。

これは極めて重要な案件である。以前、朕は特に命令を下して、各衙門で引見すべき人員がいる場合は、朕が観徳殿に詣でた日であっても、通常通り引率してくるようにして、観徳殿詣でを理由に先送りしてはならないと指示した。普段引見する人員の数は、数人から百数十人まで日によってさまざまだが、逐次引率すべきことを、淳穎は知らないともいうのか。以前、和珅が専横をふるっていたとき、各省からの報告や、京師の各衙門からの奏摺を擅に握りつぶしていた。これは、彼の最も大きな罪である。おもうに和珅は、軍機大臣と御前大臣を兼任したため、与えられた権限が大きすぎ、内外の官員はその権勢を恐れ、機嫌を損ねないようにしていたのである。そのため朕は、親政をはじめてから軍機大臣と御前大臣を兼任させないようにした。これは専横を抑え、隠蔽が起らないようにするためである。

今回、淳穎は既に提出された奏摺を撤回した。これは、和珅の悪知恵を復活させようとしたものではないのか。そもそも宗人府は、淳穎が一人で差配している衙門ではなく、このように勝手に奏摺の取り下げを行うことなどどうしてできようか。地方の州県衙門では、公式な文書は一旦提出すれば正式なものとして取り扱われ、容易に撤回できない。いわんや朝廷の乾清門において、既に提出した上奏文を公然と回収し、自由に公文書の出し入れを許す道理があるだろうか。このような悪習が長く残れば、もし密封された上奏や、大官を弾劾する上奏があっても、結託した相手に頼んで回収させ、互いに隠蔽しあい、下々の情報が上に届かないようになる。淳穎は、朕が観徳殿から戻るにあたり、暑い時期であるから朕の疲れを慮ったのだろう。このような考えを抱くようでは、朕が毎日すべての事項の決裁を行っても、まだ四十歳を過ぎたばかりで、労とはしないことを知らないと見える。また八名を引見した程度では、まったく疲れることはない。そもそも、淳穎は他の衙門には引見の人員がいないので、自分の衙門の八名だけを引見させたくはないと考えたのであれば、さきに相談を

---

27 『上諭檔』No.620には、軍機大臣からの報告が記されている。

して別の日に引率すればよいではないか。どうして既に提出した奏摺を【途中で撤回するのか。あまりにも大胆不敵である。】

今回、扎克塔爾は朕に問われた際、宗人府の奏摺を自身が受け付けたことを事実通りに回答し、引見者の数も正確であって、不適切な点はない。これは、彼が（四川の）「番人」だからことさらに寛容に扱うわけではない。既に提出された奏摺を回収したのは、実際には淳穎一人の罪であるから、淳穎は宗人府に引き渡して、厳加議処とする。奏事員外郎の京文は、淳穎に指示されて奏摺を回収したのであり、以前、和珅を恐れていたときの習慣が残っているのであろう。【卑しい恥知らずな風潮がいまだ改まっていないのは、腹立たしい限りである。朕は必ずや肅正に努め、断じて許さない。】内務府に引き渡して、議処とする。奏事太監らは日頃から厳しく監督を受けており、淳穎が奏摺の回収をもくろみ、敢えて途中で止めなかったとしても、許すべきではあるので、処分は免じる。なお今回の件は、初犯であるので寛容に処理するが、今後は内外の衙門が上奏を行う際には、一旦（奏事処で）受け取ったものは必ずすべて朕に直接提出し、朕の指示を待つこととし、途中で勝手に差し止めたり撤回したりすることは許さない。もし前轍を踏む者の存在が明るみに出たら、必ずや厳しく罪に問い、決して容赦しない。」この命令を伝えよ。

### 『仁宗実録』同日条

また命じた。勒保（経略大臣）の上奏には、「（白蓮教徒鎮圧のために）派遣された健銳營<sup>28</sup>と火器營<sup>29</sup>の兵丁は武芸が平凡で、忍耐力に欠ける。だが額勒登保（経略大臣）が率いる兵丁は、意気盛んでよく働き、たとえ疲れ果てていても、一旦その陣営に入れば、互いに励ましあい、奮起して戦う」などとあった。このように、用いることのできない兵丁などおらず、平日の訓練次第なのである。我が王朝は建国当初、軍を指揮すること手足の如く自在であり、ゆえに向かうところ敵なく、瞬く間に軍功をあげた。その精銳にして勇敢なさまは、古すらはるかに超えていた。当時は、ただそれぞれに忠誠を尽くして、勇敢に先を争ったのみで、まだ健銳營などはなかった。ところが、いまの満洲の兵丁たちは、建国当初にはるかに及ばないばかりか、緑營にも及ばず、誰も率いようと思わない。健銳營と火器營の兵丁たちは、以前は勇敢であると言われたが、いまやこの状態なのだから、護軍營<sup>30</sup>、前鋒營<sup>31</sup>な

28 健銳營：京師におかれた部隊の一つ。八旗の精銳が集められた部隊で、地方の反乱鎮圧に手間取った際にしばしば投入された。京師におかれた禁旅八旗については常林・白鶴群『北京西山健銳營』（学苑出版社、2006年）を参照した。

29 火器營：康熙年間に京師に設置された満洲八旗、蒙古八旗出身者による火器部隊。そもそも火気を扱うことを念頭に設置された漢軍八旗に合わせておかれたもの。

30 護軍營：京師に置かれた部隊のひとつ。満洲・蒙古八旗から精銳が選ばれ、京師や円明園などの衛兵を担当していた。

31 前鋒營：京師に置かれた部隊のひとつ。各種治安維持のほか、皇帝巡幸時の護衛などを務めた。

どは知れたものではない。彼らがみずから恥じているかはわからないが、朕はこれに言及することを実に恥ずかしく思う。

富森布は近頃、兵丁のかわりに褒賞を与えるように上奏したが、勝手な考えを妄りに述べたというべきである。国家が兵丁に褒賞を与えることは数えきれないほど行われてきた。例えば毎月の俸給には、銀三十二万両余りが支出されている。年末にはさらに毛皮や地租などの名目の銀両や、冠婚葬祭の手当、さらに恩賞として銀両が支給されている。これらはみな破格の恩恵であり、兵丁を愛し保護しようとする心から行われたもので、万全である。にもかかわらず、ゆえなくしばしば賞与を重ねる道理があるだろうか。さらに朕が聞くところによれば、健鋭・火器の二営は、兵丁二千名を派遣しているが、体格や技能によって選抜しているわけではない。自己推薦状を出して管轄の大官や章京などに派遣を求めているというのは、甚だ驚くべきである。満洲の臣僕で出陣を願う者は、もともとは国家に奉公しようとするものであったが、今はこのような考えはなく、ただ行き帰りに駅舎や地方官に現金を要求することばかりを考え、軍営に到着した後は、何もせずに食糧だけを浪費するばかりである。戦地へ出発する前から賤しい心構えであるのだから、実戦で力を尽くして命令を遂行することなど期待できるだろうか。管轄責任のある大臣らは、二、三年以内にそれぞれ管轄の兵丁にしっかりと日々訓練を施し、弓や馬などの技術を高め、満洲の旧習を回復するように。朕は（喪が明ける乾隆帝死去から）二十七ヶ月の後には、いついかなる時でも、任意の営や兵丁の検査をし、もし今のように軟弱で役立たずで、さらに武芸が未熟なままであれば、必ずや担当の大臣を重く罪に問い、決して容赦しない。努力せよ。

嘉慶四年六月十九日（丙午）

#### 『上諭檔』 No.622

軍機大臣より湖北巡撫の高杞<sup>32</sup>に伝える。嘉慶四年六月十九日、命令を受けた。

「祖之望（湖北布政使）の上奏には、「漢江上流で洪水が起り、荊門・潜江などで民間の堤防が決壊した。担当者派遣して調査を行い、自らも監督に赴いている」とあった。湖北の邪教の反乱は収束の気配を見せているのに、またこのような水害に遭ってしまい、非常にもどかしく思う。速やかに調査を行い、力を尽くして救済せよ。現在湖北省の辺境の竹山・竹溪一体では、しばしば逃げ込んだ賊匪が活動しており、帰州・巴東付近は、四川省に連なる地域である。経略の勒保が駐留している地域からも近く、【今年の正月以降、四川東部では】賊匪が侵入してきてはいないので、湖北巡撫の高杞と王凱（湖北宜昌鎮総兵）が同じ場

32 （高佳）高杞（1749-1826）：高斌の孫、書麟・広厚・広興のはとこにあたる。叔母は慧賢皇貴妃。満洲鑲黄旗人。監生から内閣中書・軍機章京に抜擢され、乾隆末から湖北の知府、按察使、福建布政使を経て、嘉慶三年から湖北巡撫を務めていた。

所で一緒に防衛する必要はない。高杞は当地の巡撫であり、今回の荊門などで漢江の洪水が発生した以上、管轄地方を重視すべきであるので、賊匪対策を王凱に任せておくように。高杞は、【軽装で従者を減らし】速やかに水害が発生した地域へ向かい、部下を指揮して、堤防の決壊した部分をすぐに塞ぎ、冠水した地域の水害を解決し、水害に遭った世帯を救済し、行き場を失うことがないようにせよ。祖之望は以前、解任の上、京師に出頭するように命じたが、水害への対応にあたらねばならないので、京師に向けてすぐに出発する必要はない。高杞の到着を待ってから出発するように。高杞は水害対策が完了したら、（賊匪対策のために）巴東に戻る必要はない。省城で処理すべき案件があり、たとえ（後任の）孫玉庭が到着してもまだ事情に明るくないだろうから、高杞が対処して、誤りが無いようにせよ。この命令を高杞と祖之望に伝えよ。」命令に従い伝える。

### 嘉慶四年六月二十二日（己酉）

#### 『上諭檔』 No.630

嘉慶四年六月二十二日、命令を受けた。

「都察院の上奏によると、四川納溪県の民人の丁克玉が知県の劉人龍を、人夫の俸給負担の過酷な割り当て、穀物の強制貸付、悪辣な役人（衙役）による殺人などで告発してきたという。本件は、官吏が貪欲にも酷薄に民衆を害するものであり、すべて捺印のある発行済みの書類と帳簿が証拠となっており、告発内容は根拠があるもので、必ずや厳しく追及せねばならない。そもそも丁克玉は衙門の役人（吏役）でないにもかかわらず、どうして知県が捺印した寄付割り当ての収支簿を入手したのか。このことから、納溪县では多くの事柄で規律が弛み、【役人（書吏）の不正が行われていたこと】がわかる。勒保（経略大臣）は現在軍営にあって賊を討伐しているので、この件の処理に関わる時間はない。四川の布政使は丁克玉の告発対象に含まれているので、布政使の林僑<sup>33</sup>に調査を任せるのはよろしくない。もとの告発文と印の捺された書類は、すべて按察使の先福<sup>34</sup>に送って確認させる。この命令を伝えよ。」軍機大臣が命令に従い、四川按察使の先福に伝える。

33 林僑（?-?）：江蘇出身だが、直隸省順天府、大興県に籍を置き、乾隆二十五年、挙人に合格した。金川反乱鎮圧にも参加し、その後も一貫して四川で地方官を務め、この当時は四川布政使であった。

34 （那木都魯）先福（?-1821）：満洲正白旗人。工部の下級官僚を務めたのち、筆帖式、戸部員外郎を経て、湖北省の知府に任命された。その後、陝西、四川、湖南で按察使、布政使を務めた。このときは四川按察使で、嘉慶末年には陝甘総督も務めた。

## 『上諭檔』 No.633

嘉慶四年六月二十二日、内閣が命令を受けた。

「朕は、江蘇で常州知府の胡観瀾に対する匿名の告発があったと聞き、費淳（両江総督）に調査の上で上奏するよう命じた。その報告によると、「江陰県には広福寺があり、老朽化していた。同県民人の高柏林はもともと塩政の使用人（長隨）であったが、広福寺の老朽化を徴瑞（塩政）に知らせ、銀五千両を寄付し、知府の胡観瀾に渡して修築させるように勧めた。胡観瀾は工事費が足りないことから、江陰県知県の楊世綬に県城や周辺の農村で寄付を（強制的に）集め、役人を派遣して取り立てたため、民の怒りが沸騰した。そのため彼らは前後して病を理由に解任された。今回、胡観瀾と楊世綬を解任し、今後も再任用しないことを提案する」とあった。

胡観瀾は知府の大任にありながら、民情を理解してこれを慰撫することを知らず、無理やり負担を割り当てて寺を修築しようとして、民間を騒がした。また塩政の使用人に迎合し、そのために寄付を割り当て催促するなど、とりわけ賤しく恥知らずである。胡観瀾は費淳の提案通り、楊世綬とともに解任し、今後も再任用しない。現在、費淳の調査によれば、胡観瀾は普段から管轄の倉庫の管理に心を砕き、流用による欠損といった問題もないという。以前、病気を申告した時も、適切に引き継ぎを済ませた。今回の件による解任のみで既に処罰としては十分であり、さらなる処罰はしない。徴瑞は塩政であり、みずから寄付をして寺の修築を行うことは、道理として理解できる。だが、高柏林は下賤な使用人でありながら寺の修築を提案し、士大夫や民人に累を及ぼしたのは、まったく分に安んじていない。胡観瀾と一緒に不正をしたわけではないが、彼は原籍地の地方官に監督させ、他の地方に外出して騒ぎを起こすことのないようにさせる。費淳は以前は蘇州（江蘇）巡撫であり、江陰にほど近い蘇州にいたのだから、胡観瀾による寄付の割当をどうして聞いていないことがあるうか。ましてや匿名の碑文や偽名による告発状があり、恨みが積もっていると知っていたなら、すぐに厳しく捜査をして追究するべきである。律には匿名の者からの告発なら、処罰はしないとあるけれども、既に確かな証拠があるなら、事実依拠して上奏するべきである。普段の廉潔な態度と高い評判に鑑み、今回の件については命令が届き次第、速やかに徹底的な調査と弾劾をして、決して庇い立てなければ、寛大に扱ってもよいだろう。

もし今回の件で厳しく譴責すれば、おそらく地方の総督・巡撫たちは部下をかばい立てして弾劾しなくなり、吏治に大いに影響する。費淳は担当部局での議処を免ずるので、心から感じ入って、吏知の綱紀肅正に励み、朕の訓戒と憐みの心に答えるように。」

---

この事件については、韓承賢（廖振旺訳）「文治之下的抗議 嘉慶四年蘇州士人的集体抗議與皇帝的反應」『中央研究院近代史研究所集刊』75、2012年）参照。

## 嘉慶四年六月二十三日（庚戌）

### 『上諭檔』 No.634

嘉慶四年六月二十三日、内閣が命令を受けた。

「乾隆二十二年、先帝は直隸・各省の駐防將軍、副都統および提督・総兵などに対し、「高級武官として兵丁の訓練に当たり、演習に勤しむように。自ら安逸を貪り、輿に乗る者がいれば、必ずや厳しく懲罰を加える」と命令<sup>36</sup>を下している。聖諭の意図はあきらかで、適切である。

ところが近年、軍営は日々弛緩し、朕の聞くところでは、各省の將軍・提督・総兵に公然と輿に乗る者がいるばかりか、副將や參將以下でも輿に乗って出入りする者が多くいるという。現在、阿迪斯<sup>37</sup>の上奏によれば、直隸提督衙門の兵馬のリストにある輿夫十八名には、みな兵丁（戦兵）が充てられており、涼州副都統の和興額<sup>38</sup>によれば、涼州の城守尉烏靈阿が擅に輿に乗っていたという。このように地方の大小の武官は、安逸をむさぼることを習いとし、みな規程に違って輿に乗るようになってしまった。朕は親政を開始して以来、しばしば八旗の官兵に対して、騎馬と弓の訓練をし、武芸に熟練し勇気を持つよう訓示を行ってきた。各省から報告される軍の状況に対しては、心を尽くして訓練するように批示することを心掛けてきた。いま、阿迪斯や和興額の上奏を見ると、武職に任じられていながら、安逸を貪ることばかりを考えており、各營を率いていくことなど望めるだろうか。そもそも武官が自分で駕籠かきを雇い輿に乗ることも規定に反しているのに、そのうえ兵丁（戦兵）を駕籠かきに充てるなど、このような風潮をこれ以上広げるわけにはいかない。各省の駐防將軍・副都統・提督・総兵にふたたび伝えよ。今後は、規程に反して輿に乗った者は、弾劾されるにせよ、報告されるだけにせよ、必ずや相応の罰を下す。駐防八旗の城守尉以下、あるいは緑營の副將・參將以下の者は、さらに重く処分を下し、決して容赦はしない。この命令を伝えよ。」<sup>39</sup>

---

36 『高宗実録』巻533、乾隆二十二年二月庚寅条（二十八日）。

37 （章佳）阿迪斯（1740-1815）：満洲正藍旗人。阿桂の息子。那彦成の叔父。戸部・工部・兵部の右侍郎を務め、前任の愛星阿が病気のため退任（すぐに死去）したため六月、直隸提督の任を代行していた。翌年、成都將軍に任命されたが白蓮教反乱鎮圧に失敗し、伊犁へ送られた。その後帰京が許されたが、出仕しなかった。

38 （葛濟勒）和興額（?-1801）。満洲鑲白旗人。嘉慶六年に陣没した。

39 同日付で、阿迪斯に向けて寄信上諭が送られ、その指摘を高く評価する旨が伝えられている。『上諭檔』No.635。

嘉慶四年六月二十四日（辛亥）

『上諭檔』 No.639

嘉慶四年六月二十四日、内閣が命令を受けた。

「戸部の上奏によると、鄭親王の烏爾恭阿<sup>40</sup>らが、祖父が未納であった罰銀分の俸給からの天引きは、本人が罰銀支払を命じられてのちに復職した場合とは異なるため、（自分たちが）どの様に扱われるかの判断を求め、あわせて罰銀が発生している案件について列挙してきた。

朕は以前、恩詔を下した通りに王公の処分を取り消したが、これは現任の王公を指しており、世襲してから祖父の罰銀を肩代わりする場合については、含めていなかった。今回、朕は破格の恩を施し、罰銀を一律に減免する。列挙されたそれぞれの案件を詳しく確認し、それぞれ軽重に即して（減免額を）判断した。果郡王永璘<sup>41</sup>の未納分である銀三万四百七十兩余りは、全額免除とする。簡親王豊訥亨<sup>42</sup>の未納分である銀六万三千六百十兩余り、誠郡王弘暢<sup>43</sup>の未納分である銀一万五千兩、恒郡王永皓<sup>44</sup>の未納分である銀六千二百五十兩、輔国公嵩椿<sup>45</sup>の未納分である銀八千八百八十兩兩余りは、半額免除とする。残りの銀兩については、子孫の俸給のなかから天引きにするように。

それぞれ減免の度合いが異なる理由について、ここに特に詳しく宣諭する。豊訥亨については、喀喇沁王の喇特納錫第<sup>46</sup>を罵った件<sup>47</sup>がある。宗室の諸王は人や事物に接する際、（他人よりも）倍の謙讓と慎みを持たねばならない。【朝廷の大臣、官員、侍衛はさらに罵るべきではない】。そもそも喇特納錫第は王爵をもつ者であり、擅に無礼を働くことが許されようか。さらに朝廷は蒙古外藩を慰撫し、厚く優待している。豊訥亨のように感情に任せて罵るような行為は、我が国家の藩部を懐柔しようとする意志に背いている。弘暢は八旗の事務を管理していたが、評判が平凡なことは、朕が皇子であったころからよく知っている。永皓は、吏部筆帖式であった褚維成を退任させ、王府の庫丁（金庫番）に充てた。褚維成はただ永皓の部下であっただけで、王府の包衣とはまったく異なるのに、仕官した後で退任させ、王府で働かせるなど、王府と朝廷で人事権を争うものであり、【大胆かつ自分勝手である】。

40（愛新覺羅）烏爾恭阿（1778-1846）：宗室。都統を歴任した。肅順の父親。

41（愛新覺羅）永璘（1752-1789）：宗室。雍正帝第六子弘瞻の子。

42（愛新覺羅）豊訥亨（1723-1775）：宗室。ヌルハチ同母弟の子孫。宗人府関連の職務を担当した。

43（愛新覺羅）弘暢（?-1795）：宗室。康熙帝第二十四子允秘の孫。都統や陵墓に関わる事務を担当した。

44（愛新覺羅）永皓（1755-1788）：宗室。祖父は康熙帝の第五子、雍正帝の異母弟允祺。

45（愛新覺羅）嵩椿（1724-1795）：宗室。ヌルハチ同母弟の子孫。護軍統領、都統、各地の將軍を歴任した。

46 喇特納錫第（?-1787）：乾隆四年に襲爵。

47 木蘭園場の管理にあたっていた豊訥亨が理由なく喇特納錫第を罵ったという。『高宗実録』卷818、乾隆三十三年九月戊子（初三日）条。

嵩椿が將軍の身でありながら、家族を移動させる際に、官兵に各地で交通費補助（幫銀）の名目で金銭を集めさせたことは、【宗室の顔】に泥を塗る行為である。以上の四名の罪状は、比較的重いものであるため、減免を半額に留め、このように懲戒しなければならない。

今後、王公は努めて謙讓と恭順を旨とし、公務に当たっても廉潔を尊び、【今回の四名を戒めとせよ】。永桐の罰金の事案は、長官の出立見送りや祭祀の際の勝手な帰還、昆明湖での私的な宴遊など、若者の遊興にふける習性を抑えられなかったに過ぎず、法を犯したわけではなく、その過失は大きくない。そのため全額免除とするのである。今回、朕は各案を検討するに当たり、努めて公平を期し、銀三万両余りという多額であっても免除を認め、数千両程度と少ない場合でもまとめて免除はせず、そもそものいきさつを確認した。最初から額の多寡を問題にはしていないのである。諸王公は、宗室を顧慮しているからこそしばしば訓戒する朕の思いに背くことのないように。」

### 嘉慶四年六月二十五日（壬子）

#### 『仁宗実録』同日条

内閣に命じた。「宗人府の上奏には「恒敬郡王永皓の夫人は夫の死後も、家中で太監七名を用いているがそのままではいか」とあった。以前、王・貝勒などが用いる太監の数が多すぎるので命令を下して数を定めた<sup>48</sup>が、既に逝去した王・貝勒の未亡人が用いる太監の定員については議論していなかった。夫人らは普段から太監を用いることに慣れている。今もしその夫の王・貝勒が亡くなり、太監をすべて利用できなくし、包衣や家奴のみでまかなうようにさせるのでは、朕は忍び難いし、体制にも合わない。今後、王や貝勒が逝去し、跡継ぎがおらず、兄弟の子に後を継がせた場合、受け継いだ爵位に応じて、さきに定めた太監の定員数に従って使用するよう。もし子がないため後を継がせた者に爵位がなければ、規定では太監を用いてはならないが、未亡人に関してはその夫の爵から一等級下の規定を適用し、宗室を大切にす意志を示すものとする。もし永皓が生きていれば、郡王として太監を三十名利用できる。その未亡人は太監二十名を利用することができるものとする。」

#### 『上諭檔』 No.640

軍機大臣が広西巡撫の台布に伝える。嘉慶四年六月二十五日、命令を受けた。

「台布が、広西の土司が自分の土地を質に入れるのは不適切であるので、官營の質屋を開設して、土司の急な入り用に応じられるようにすること、ならびに土司が管理する境域内の移民を対象として、（現地の住民とは）別の移民戸籍（「客籍」）を編成することについて回答した。その内容は特に誤っている。以前に成林<sup>49</sup>が、広西の空いた土地に移民を招き入れて耕作させ

48 『上諭檔』 No.293。

るよう提案したので、上奏文を台布に送って閲覽させた。それは、移民が土司の境域を長く占拠しており、移住させるには多くの困難があるからである。台布は命令を受け取った後、当該地域の状況を確認に行くべきであり、もし実行が難しいならば、事実通りに返答すればよかった。今回、移住してきた漢人が土司の田畑を長く占領して耕作していることが明らかとなった。もし返済用の現金を用意してすべての土地を受け戻しさせようとしても、土司は疲弊しているためその力はない。もし個別に調査してすべての土地を土司に戻すなら、漢人は（土地代全額の）損失を出して、行き場を失うであろう。成林の提案は断じて実行するわけにはいかない。

朕が以前、台布に調査を行かせたのは、成林が上奏した以上、捨て置くわけにはいかなかったからである。また台布が（成林の提案に）拘泥するのではないかと憂慮して、提案の種々の欠点について詳しく指摘し、定見を持たせた。台布は今回の件の実行が難しいことをはっきりと理解しながら、その一方ですべてに反対する勇気もなく、取り繕うために、官営の質屋開設や移民戸籍の編成などを上奏したのであろう。

試みに思うに、移民が土司の土地を占拠して耕作を行うことや、質入れの際の利息を重く設定して、それによって貸付金を相殺するなどは、既に禁令に反している。今回、官営の質屋を開設しようとしているが、朝廷が土司から利益を搾り取らないものでないといえるのか。そもそも台布の報告には、「数年後に受け取った利息が、貸し付けた金額に達した場合は、元本分を（官営の質屋を開業する際に利用した）地方財政の項目に戻し、さらに利息があるようならば布政司に送って公金とする」とあった。試みに思うに質屋を開いた場合、もし利息を軽くすれば、数年で利益を出して貸付金を補填できるだろうか。もし利息を倍とれば、内地の民人には重い利息を付けることを禁じているのに、地方の官吏が市井から利益を搾り取るこの挙によって、土司がさらに困窮する。漢人と土司が長く共存しているのだから、土司が疲弊してもそれぞれ生活を送ることを許すしかない。どうして官が関与する必要があるだろうか。各省の陋習として、地方の質屋には往々にして営業税を要求しているようである。今回、台布は土司の境域で質屋を開くべきというが、地方官はこれをきっかけに営業税を要求して、私腹を肥やすようになるだろう。台布は愚かにもこの提案を聞き入れてしまった。もし日々、民の財を奪い続け、反乱が起こった場合、そのそもその由来をたどってみたら、官が質屋を開設したことにある。どのような政治のあり方であろうか。

移民戸籍の編成については、内地でも保甲編成の規定が周到であるにもかかわらず、地方官が時間がたつにつれて管理を怠っていくために有名無実となり、空文扱いされているのであるから、土司の境域で十分な調査は難しい。さらに役人（吏胥）が手数料を要求するきっかけになるだけで、裨益するところがあるだろうか。以前の成林の上奏は無意味であった

---

49（依爾根覚羅）成林（1752-1817）：満洲鑲藍旗人。乾隆末に広西で布政使や巡撫を務めた。嘉慶四年六月には吏部左侍郎であった。その後、駐藏協辦大臣、喀什噶爾辦事大臣などを経た後、嘉慶十五年から十九年まで再び広西巡撫を務めている。

が、なお移民を荒地に呼び込み開発を行わせようとするものであった。今回の土司境域にこれまでなかった官営の質屋を設置するという台布の案は、むしろ土司や現地の住民に損害を与えるものである。これは成林の意見よりも誤りが甚だしく、どうしてここまで物事を理解していないのか。台布には厳しく申し付けよ。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

## 嘉慶四年六月二十七日（甲寅）

### 『上諭檔』 No.641

軍機大臣より山東巡撫の陳大文に伝える。嘉慶四年六月二十七日、命令を受けた。

「陳大文の曹州・濟州での災害救援の状況についての調査と、被災地の救援、徴税猶予や築城、水路開設などについては、既に命令を下して、提案通りに対応させている。既に下した命令のように、提案通りに処理せよ。そのうち、水路の開設については慎重に行うべきである。朕が以前聞いたところによると、伊江阿の在任中、たまった水を排出するために水路を引いたが、地勢の調査が不十分だったために水が流れてゆかず、単なる空堀だけが出来上がり、無駄な費用がかさんだため、戸部からの支出を取って認めなかった。結局、山東省の州県の官衙から一律に寄付を募り、各官衙は民衆に負担を求めたため、官民ともに被害をこうむった。みな愚かにも水路を通そうとしたことに巻き込まれたのである。そのため、朕は和珅を慰問したことを理由に、伊江阿を藍翎侍衛に降格し、現在はタルバガタイで働かせている。最近、盜賊王二の案件で自首を捏造していたため、伊江阿をさらに兵丁に降格し、伊犁へ送って罪を償わせることとした。陳大文は今回、水路の開設を提案したが、伊江阿を戒めとして、呉璣（河東河道総督）とともに真剣に対処せよ。工員が理由を作って工事費を過剰に請求するのを許してはならない。なお有名無実な工事があれば、処罰は免れられず、その罪は陳大文が負うことになる。この命令を陳大文と呉璣に伝えよ。」命令に従い伝える<sup>50</sup>。

### 『上諭檔』 No.643

嘉慶四年六月二十七日、内閣が命令を受けた。

「(江南道監察)御史の徳新<sup>51</sup>が、山海関の盈余規定額<sup>52</sup>の増額について上奏した。上奏には、「山海関の新規の盈余規定額が銀四万九千両余りというのは、近年の京師への送金額に比べ銀二万五千両余りも少ない。この盈余額が定着すると「尽取尽解」(対象すべてから税をとり、

---

50 同日付で、災害復旧事業を遂行するように上諭が出されているが、そこには伊江阿に関わる文言はない。

『上諭檔』 No.642。

51 徳新（?-?）：嘉慶四年から翌年にかけて江南道監察御史の任にあったこと以外は不明。

52 各地の関所における年間の徴税額についての規定は、嘉慶四年三月十一日の上諭で発布されていた。『上諭檔』 No.300。

すべてを京師に送ること)の原則が崩れ、公金の欠損が生まれ、役人(胥吏)の私腹を肥やすこととなるので、山海関の盈余をさらに銀二万兩増額し、それ以外の地域も同様に規定額を増額し、余剰分もすべて「尽収尽解」を期すべきである」とあった。

この上奏は誤りである。朕が今年、各所の盈余規定額を下げるよう指示したのは、もとより商人や民衆に恩恵を施し、生活に余裕が出るようにしようとしたからであって、徴税官吏に私腹を肥やすきっかけを与えようというのではない。そもそも山海関の徴税額は、毎年、海船の多寡によって増減しており、来航する船が少ない年には、多くの盈余は望めないのである。この状況は、朕が即位する前からよく知っている。徳新は以前、山海関監督を務めていた際に盈余銀七万五千八百兩余りを京師へ送っているが、ちょうど税収が多かった年であった。これを常例にできるだろうか。もし関税徴収の担当者に不肖の者がいて、盈余規定額が引き下げられたのをいいことに、多額の徴収をしつつ報告額を抑えて私腹を肥やしたなら、監察にあたる科道官は情報を得て名指しで弾劾するであろうし、朕もそのような行為を知れば、それら貪欲な者を【横領した金額に応じて】処罰する。しかし、そういう行為は【一人や】一か所だけで起こりはしない。各関の盈余規定額を引き上げるというのは、朝廷が命令して行うもので、公的な通達に基づいて示される。今回の盈余規定額引下げは既に実施されており、時間を経ずに御史の一言でまた転換する道理があるだろうか。徳新の上奏は、利益追求の言であり、朕の商人や民衆を大事にしようとする意図に合わない。奏摺の原本は返却せよ。

ただし、徳新がこのような上奏をするのは、各所の税関が、制度が比較的厳しくないことから徴収した金額すべてを京師に送っていないためであろう。各省の税関監督に命ずる。盈余規定額を引き下げ、比較をやめたあとは、瑣事をあげつらって厳しく取り立ててはならないが、収入が多い年には実際に即して徴税し、徴収額の全てを京師に送るように。また盈余額が引き下げられたからと言って、多額の税を徴収しながら隠して報告せず、官吏の私腹を肥やし、国庫に損害を与えることは許さない。そのようなことが科道官によって指摘されたり朕が聞き及ぶことになれば、必ずや重く罪に問い、【許しはしない】。この命令を伝えよ。」

嘉慶四年六月二十八日(乙卯)

#### 『上諭檔』 No.645

軍機大臣より兩江総督の費淳・江蘇巡撫の宜興に伝える。嘉慶四年六月二十八日、命令を受けた<sup>53</sup>。

「費淳による宝山県知県の陳夢蘭の弾劾については、既に命令を下し、陳夢蘭を解任の上、費淳に引き渡して審理させている。各州県で徴収する税は、該当する世帯が自ら県衙門に赴き納税することになっている。どうして陳夢蘭は楊顕章を官銀匠にして、納税世帯に「験封

53 陳夢蘭の解任については、同日付で明発上諭が下されている。『上諭檔』 No.646。

加戳」（納税用の銀の品質検査済の刻印）の名目でほしいままに金銭を要求させていたのか。彼らは裏で通じていたに違いない。費淳は陳夢蘭と匠役（官府で働く工匠）などを取り調べて実情を明らかにし、事実を踏まえて量刑し、いささかも庇いだてしないようにせよ。上奏文のなかには、銀匠の楊顕章が金銭を要求する等の問題を起こしたとあるが、上奏冒頭の題目には、「役にほしいままに金銭を要求させていたことを特に弾劾する」とあった。実際には書役には言及しておらず、実情が明らかでない。費淳と宜興はこの点も明白に報告せよ。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

## 嘉慶四年六月二十九日（丙辰）

### 『上諭檔』 No.649

嘉慶四年六月二十九日、内閣が命令を受けた。

「八旗の兵丁は、普段から輪番で演習をし、弓馬の訓練にいそしみ、俸給を受け取り、家族を養っている。その数は日ごとに増え、生計は苦しくなっている。以前、朕が先帝に仕えていた時、たびたびこの問題について懸念されていたことが深く思い出される。朕は親しく先帝の訓戒に接し、心に刻んで忘れないでいる。もともと来年は先帝（数え九十歳の）九旬万万寿にあたり、祝典を挙げて、八旗の兵丁にも恩恵を施し、恩典を与えるはずであった。朕は祝賀を申し述べ孝養を尽くす機会を逸してしまったが、先帝の八旗兵丁を思いやる深い仁を遠く広げ、ともに遺沢に浴させるべきであろう。謹んで雍正元年・乾隆元年の恩詔を調べたところ、八旗兵丁には一ヶ月分の俸給が与えられていた。朕は嘉慶元年に即位した際に、前例にしたがって一ヶ月分の俸給を与えたが、今回、すべての満洲・蒙古・漢軍の各兵丁に対し、さらに一ヶ月分の俸給を与えることとする。八旗兵丁は、朕がこれまでしばしば命じたように、訓練にいそしみ、武芸に熟練し勇敢な気持ちを持つようにせよ。最近では、八旗の兵丁は日々の生活も苦しく、弓箭も整えられないという。今回の賞与により恩典が行き渡れば、弓箭を整えることもできるだろう。

現在、銭の価格が（銀に対して）高いので、もし銀で給付すると銭に変える際に損失を被ってしまう。また戸部の局銭はなお余裕があるので、官例にのっとって、銀一両を制銭一千文に換算して支給する。市場で交換するよりも兵丁はさらに銭を得て<sup>54</sup>、生計に益があるだろうし、銀価格も落ち着くであろう。戸部の銭局担当者が官銭を発給する際には、途中で差引かれて、全額がいきわたらないことがある。この不正を免れることは難しい。銭法堂を管理する王・大臣は部下を厳しく管理し、力を尽くして検査をし、決定した金額通りに支給されるようにして、途中で差し引かれることがあってはならない。もしこうした問題があり、朕が発見するか、あるいは弾劾された場合は、銭法堂を管理する王・大臣のみを問責の対象とする。

戸部が銭を発給するに際しては、量を減らすことは既に厳しく禁じているが、八旗の担当

者が銭局に赴いて受領する際には輸送費が必要となる。おそらくは、受け取りに行った担当者が輸送費を口実として一部を差し引くと、恩恵が兵丁にまでいきわたらないであろう。八旗はその不動産収入を、各営では公費を支出して輸送費に充てるように。また関連する都統・副都統・前鋒統領・護軍統領などは、検査に尽力して、部下を厳しく管理して、恩賞の銅銭が各兵丁のもとに届くようにせよ。もし輸送費を支出したのに、八旗の担当者が勝手に差し引くならば、事実に基づいて厳しく弾劾して懲罰を加えるように。もし管轄する大官らが察知しておらず、別に指摘された場合は、その罪を重く問う。なお歩軍統領衙門は、このことを記載した謄黄（詔書を記載した黄紙）を通りに張出し、さらに各旗や健鋭・火器の両営に印刷したものを渡して、一律に張出して、各世帯に周知させよ。これによって朕が先帝の意志を継いで恩恵を行き渡らせ、各旗と各営に恩恵を加えようとする考えに副え。」

#### 『上諭檔』 No.650

我々が本日朝に口頭で申し上げた、「八旗の兵丁には、しばしば無知にも、俸給一年分、あるいは八ヶ月分を賞与として願う者がいる」という点については明白な根拠がないため、命令書（の草稿）に書き込まなかった。謹んで上奏する。六月二十九日。

#### 『上諭檔』 No.652

嘉慶四年六月二十九日、内閣が命令を受けた。

「陳大文（山東巡撫）の上奏には、「菏泽県知県の程良傅は、期日までに徴税した額が規定の九割に満たなかったため、規定に従い弾劾して解任するべきであるが、菏泽県の紳士や民衆がたびたび陳情に訪れて留任を願い、また県城の文武各官もみな民心を得ていると証言した。菏泽県の税について調べたところ、実際に徴税が終わっていないのは銀三百両余りにすぎず、むしろ黄河の堤防補修の費用や、災害救済のための穀物の輸送費を立て替えていながらまだ報告しておらず、布政司から費用分の金銭を受け取っていないため、徴収額が規定の九割以上にならなかった」とあった。

州県で徴税をする際、規定額に満たなかった場合には処分されることになる。今回の知県程良傅は、在任中の労役割当（差徭）においても人々を騒がせることはなく、裁判も滞らせ

---

54 乾隆六十年以降、銀安傾向に入っているが嘉慶四年にはまだ1両=1000文を切っていないので、この認識が当たっているかは判断が難しい。なお銀銭比価については、しばしば林満紅『銀線：十九世紀の世界与中国』（台大出版中心、2011年）pp.107-8 所載の数値が用いられる。この数値は、嘉慶十一年までは陳昭南『雍正乾隆年間的銀銭比価変動：1723-5』（中国学術著作奨励委員会、1966年）p.12、嘉慶十二年以降は、嚴中平『中国近代経済史統計史料選輯』（科学出版社、1955年）p.37を元としたものであるが、林は両者の数値をそのままつなぎ合わせただけで、細かい検討を行ったわけではない。十八世紀から十九世紀の中長期的な傾向は把握できるものの、十八世紀末から十九世紀初頭の二十年間の傾向については容易に評価できない。

ることはなかった。当地の文武官や民衆もみな彼を良吏であると証言している。また徴収が終わっていないとされる項目も、公的な目的のために立て替えただけで、今後布政司が確認した後で県の財政に戻されるものであるから、私的に流用して欠損を出したわけではない。徴税が完了していない銀三百両余りは、貧困家庭が労役の負担をできないためのものであり、とりわけ民の苦しみを思いやる態度が見られる。このような循吏はもとより名声が広まりはせず、もし巧みに上司に迎合し、民を苛む者であれば、このような（弾劾されても周囲から擁護される）ことにはなるまい。程良傳は、特別に澁沢県の知県に留任させる。これは朕が特に分を安んずる循吏を評価し、また（今回の件は）公事によるもので、実際には徴税分に欠損が出ていないための特例措置である。各省の総督・巡撫は今回の件を援用して、民衆に愛され尊敬されているなどと事情を偽り、規定を破って留任させる事例が増えることのないようにせよ<sup>55</sup>。」

## おわりに

乾隆帝の死と和珅断罪に始まった嘉慶四年も半年近くが過ぎ、和珅に直接関わる話題は目に見えて少なくなった。和珅へ寄進した土地の処理を巡って許五徳という和珅の使用人が取り調べを受けたこと（No.588、589）、和珅と昵懇であったことを理由に山東巡撫を解任された伊江阿が、仏教への傾倒を理由に叱責されているときに、和珅との関係が言及される程度である（No.604）。この時期には既に、親政開始に伴う政局の動揺はまずは収まっていたといえよう。これ以降、嘉慶帝が気にしていくのは、和珅断罪の目的がむしろその財産没収にあったという評判への反論であったように思われる。

人々の注目を集める和珅の巨額の財産や、「和珅跌倒、嘉慶吃饱（和珅がコケて、嘉慶帝は満腹）」といった噂は、和珅断罪から程なく巷間に流布していたようである。これは、和珅断罪の理由を、当初の軍事機密の扱いから、中間搾取の原因へとスライドさせたことに起因するものであった。白蓮教反乱に言及するたびに、人々は想起もしたであろう。中間搾取に対する指摘は六月も行われているが（例えばNo.616）、この賄賂の構造を指摘するほど、断罪された和珅の想像上の「財産」が膨れ上がり、それを付け狙う自分の姿がたち現れる流れは、嘉慶帝にとって、いささかのジレンマであったかもしれない。七月以降の上諭の検討においてもこの点は注視していきたい。

六月に対応が始まった大きな事件としては、江南で地方官が生員に板刑を加え、それに対して江南の生員たちがおこした抗議運動がある。この事件については韓承賢が詳しく検討を加え、官僚たちが生員を厳しく処罰しようとするのに対し、嘉慶帝がこの事件の処理が進むにつれて生員たちに味方していったと指摘している<sup>56</sup>。

---

55 『上諭檔』No.652は途中で本文が切れている。そのため『仁宗実録』で補った。

おそらくこの理解は間違いない。嘉慶帝は、正月に和珅を断罪した際の論理、すなわち「官逼民反」＝「正しい民間・貪欲で愚鈍な官僚・正しい皇帝」を繰り返し、それによって、「士」＝漢人知識人の支持を広範に集めてゆこうとしていた。

また嘉慶帝は、個人的にも漢人知識人に同情しうる背景を持っていた。育ての母とも称された慶貴妃は江蘇出身の漢人で、学問の師と仰いでいたのは、総督・巡撫を歴任し、学者としても名高かった朱珪（漢人。順天府大興県出身）であった。嘉慶期の軍機大臣には董誥（漢人。浙江省富陽県出身）がおり、実権があったとも考えにくいだが、内閣大学士には王杰（漢人。陝西省韓城県出身）、劉墉（漢人。山東省諸城県出身）もいた。腹心として信頼していた呉熊光（漢人。江蘇省昭文県出身）は、和珅断罪の立役者であった。

念のために付言しておくが、嘉慶期の政策決定が漢人主導であったと議論しているわけではない。嘉慶帝の腹心には慶桂（満人だが文人としても著名な尹継善の子息）がいた。そもそも、上記に上げた漢人政治家の多くが、嘉慶二年秋に亡くなった和珅の前の筆頭軍機大臣である阿桂（満人）との関係が深かったのであり、派閥の問題も考えていく必要があるだろう。嘉慶期の政策決定を考察する際に、民族の別がどこまで有効かは別途検討が必要であるが、いずれにせよ、嘉慶帝周辺にいる漢人の存在感は、おそらく歴代の皇帝以上に強かった。

ただし、このような漢人の知識人への肩入れは、嘉慶帝の方針に直接響かなければ、という条件があったことも忘れてはなるまい。嘉慶帝は自らの地歩を固め、民間からの支持をうけるべく、官員に責任を押し付けられるならば、漢人知識人たちの肩を持つこともあったと評価すべきであろう。ただ、漢人の知識人の方からすれば、新しく親政を始めた皇帝は、先帝よりも自分たちの話を聞いてくれる、と認識したのであり、嘉慶帝の支持調達は全体としては成功していたと言えるだろう。

このほか注目されるのは、京師の旗営の俸給にかかわる議論である。（『仁宗実録』十一日・十七日条）。この月末、嘉慶帝は八旗兵丁に対して俸給一ヶ月分の追加支給を決めている（No.649）。八旗の人々の生活水準低下やそれに伴う「腐敗」にかかわる議論は、清朝滅亡前後には既に指摘されているが<sup>57</sup>、嘉慶期の実態や清代史全体の中での位置づけは未だ不明瞭である。今後も検討を深めていきたい。

本研究は、平成28年度三菱財団人文科学研究助成、2018年度JFE21世紀財団アジア歴史研究助成ならびにJSPS科研費17K13548、26770239、18K12522の助成を受けたものである。

56 韓承賢（廖振旺訳）「文治之下的抗議 嘉慶四年蘇州士人的集体抗議与皇帝的反応」（『中央研究院近代史研究所集刊』75、2012年）。

57 例えば内藤湖南『清朝衰亡論』（弘道館、1912年）、pp.23-25。